
監査委員公表

監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、長崎県知事、長崎県教育委員会教育長及び長崎県公安委員会委員長から令和元年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年9月4日

長崎県監査委員	濱本	磨毅穂
同	砺山	和仁
同	浅田	ますみ
同	ごう	まなみ

R02-01090-02612
2 教 総 第 7 0 号
長 公 (会) 第 2 号
令 和 2 年 8 月 2 0 日

長崎県監査委員 濱本 磨毅穂 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 浅田 ますみ 様
長崎県監査委員 ごう まなみ 様

長 崎 県 知 事 中村 法道

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二

長崎県公安委員会委員長 片岡 瑠美子

令和元年度包括外部監査の結果に基づく措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知いたします。

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

< テーマ > 長崎県の委託契約事務の執行について

包括外部監査の結果報告・各論（全庁共通）

全庁共通	1
------	-------	---

包括外部監査の結果報告・各論（所管部局ごと）

第 1	危機管理監	4
第 2	総務部	5
第 3	地域振興部（旧企画振興部）	7
第 4	文化観光国際部	9
第 6	県民生活環境部（旧環境部）	10
第 7	福祉保健部	11
第 8	こども政策局	12
第 1 0	水産部	13
第 1 1	農林部	14
第 1 2	土木部	15
第 1 3	長崎振興局	16
第 1 4	県央振興局	22
第 1 5	島原振興局	24
第 1 6	県北振興局	26
第 1 7	五島振興局	27
第 1 8	壱岐振興局	29
第 1 9	対馬振興局	31
第 2 0	教育庁	32
第 2 1	県立学校	33
第 2 2	警察本部	34

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論(全庁共通)

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.39	会計課	<p>随意契約検討シートにおける随意契約を選択した理由を、単に「(当該事業を)県内で唯一行いいうる事業者である」とか「(当該事業に)精通した事業者は県内で他にいない」とか抽象的な記載しかしていないものが散見された。 このような抽象的な記載だけでは、どのような調査や根拠に基づき「県内で唯一」であるとか「県内で他にいない」と判断しているのか全く分からず、およそ県民への説明責任を果たしているとは言えない。 <u>随意契約検討シートには、随意契約を選択した理由を具体的かつ詳細に記載すべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>(措置済) 令和2年6月に開催した随意契約適正化推進協議会検討部会において、各部局に対し指摘事項を周知するとともに、実際に審査を行う各部の随意契約適正化推進協議会において、指摘を踏まえた審査を行うよう指導いたしました。 また「随意契約検討シート」の改正を行い随意契約を選択した理由(根拠)を具体的に記載するよう指導の通知を発出し、6月から開始している各種研修会や会計監督検査、本庁の支出審査等においても機会がある度に周知・指導を行っております。</p>	
p.39	会計課	<p>随意契約は、一般競争入札と比して透明性や機会均等性を欠く契約方法であるから、契約担当課の判断によって予め相手方を1者に特定した上で地方自治法施行令167条の2第2号を根拠に締結する随意契約は、「明らかに1者を特定しうる場合」に限定すべきである。(指摘事項) なお、監査人が考える「明らかに1者を特定しうる」類型の一部は次のとおりである。 ・業務等の履行のために、特許権、著作権その他の排他的権利の使用を必要とするもので、当該権利を有している事業者が特定できる場合 ・特殊な技術又は秘密の技術に関する情報、その他、他の者が有し得ない専門的な知識、技術等を必要とするもので、当該情報や知識、技術等を有している事業者が特定できる場合 ・法令等で資格基準が定められており、当該業務等の履行が特定の者に限定される場合 ・機器の保守点検、修理又は設置において、特殊な装備、部品等を要するため他の者では実施することができない場合 ・機械設備、情報システム等の保守管理で、契約の対象となる設備、システムが他の設備、システムと接続しているため、接続する他の設備、システムの保守管理者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明及び故障修理などの対処が困難になるなど契約の目的を達成できない場合 ・既存の機械設備、情報システム等と接続した設備、情報システム等の整備等で、既存の設備、システム等の機能を損なうことなく契約の目的を達成するためには、契約の相手方が特定される場合 ・物品の買入れ又は修繕において、指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者が1者である場合 ・特定地域の業者に発注する必要があるため、業務等の履行が可能な業者が特定の者に限定される場合</p>	<p>(措置済) 令和2年6月に開催した随意契約適正化推進協議会検討部会において、各部局に対し指摘事項を周知するとともに、指摘を踏まえた審査を行うよう指導いたしました。 また「随意契約検討シート」の改正を行い1者に特定した理由(根拠)を具体的に記載するよう指導の通知を発出し、6月から開始している各種研修会や会計監督検査、本庁の支出審査等においても機会がある度に周知・指導を行っております。</p>	
p.41	会計課	<p>継続年度の随意契約検討シートには、<u>過年度の事業実績や特定者と契約を継続する必要性を検証した結果も記載すべきである。(指摘事項)</u> 今回監査対象とした契約の随意契約検討シートでは、当該随意契約を複数年度に渡り継続しているにもかかわらず、契約締結当初の年度と記載内容がほとんど変わっていないものが見受けられた。 随意契約は契約状況が県民にとって不透明になってしまうために例外的な契約方法と位置づけられており、随意契約検討シートは、その不透明性を解消するために作成するものである。したがって、当該随意契約が複数年度継続している場合には、当該契約がいつから、どれくらいの期間継続しているのか、また、過年度の事業実績や特定者と契約を継続する必要性についての検証結果も具体的に記載し、県民への説明を行うとともに県民からの検証を受けるべきである。</p>	<p>(措置済) 令和2年6月に開催した随意契約適正化推進協議会検討部会において、各部局に対し指摘事項を周知するとともに、実際に審査を行う各部の随意契約適正化推進協議会において、指摘を踏まえた審査を行うよう指導いたしました。 また「随意契約検討シート」の改正を行い、「継続期間」や「必要性」について具体的に記載するよう指導の通知を発出し、6月から開始している各種研修会や会計監督検査、本庁の支出審査等においても機会がある度に周知・指導を行っております。</p>	
p.45	会計課	<p>長崎県は「1者応札への対応について」(平成26年11月14日付26会第68号)(以下「平成26年通知」という。)において、直近の3年間で連続して1者応札となっている契約案件は仕様の見直し等について検討し1者応札の改善を図ること、検証の結果、仕様等の見直しが困難で、やむを得ない場合は、随意契約へ移行する手続きを執ることを示している。 しかしながら、本監査において、直近の3年間で連続して1者応札となっているにもかかわらず、仕様等の見直しや随意契約への移行が検討されていない契約案件が見受けられた。 担当職員の中には、1者応札が3年間続いている、かつ、仕様等の見直しを行っても入札参加の改善が期待できないと認識しつつ、平成26年通知に関する理解が不十分なため、随意契約は例外的な契約方法であり一般競争入札を行うべきという考えに固執しているように感じられる者もいた。 確かに、随意契約は透明性や機会均等性、競争性を欠いているから例外的な契約方法である。しかし、1者応札も競争性を欠いているのであり、それが3年間も継続するということは、今後も継続する可能性が強く、仕様等の見直しを行って競争性を改善できないのであれば、透明性や機会均等性も確保できず、随意契約と同じような問題を抱えることになる。 それどころか、随意契約は、随意契約検討シートの作成により、随意契約となった理由を県民に公表してその適正性をチェックされるのに対し、1者応札の場合は、1者応札となっている原因等が公表され、県民によるチェックが行われる機会もないことからすると、随意契約よりも透明性に欠けていると言ったべきかもしれない。 したがって、<u>長崎県においては、平成26年通知を職員に周知、徹底させ、直近の3年間で連続して1者応札となっている契約案件は、速やかに仕様等の見直しや随意契約への移行を行うべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>(措置済) 令和2年6月に開催した随意契約適正化推進協議会検討部会において、各部局に対し指摘事項を周知するとともに、直近の3年間で連続して1者応札となっている契約案件については「1者応札への対応について」(平成26年11月14日付26会第68号)に基づき、まずは仕様等の見直しができないか、また随意契約への移行を検討するよう指導いたしました。 また上記通知についても改めて周知の通知を発出し、6月から開始している各種研修会や会計監督検査等においても機会がある度に周知・指導を行っております。</p>	

p.46	漁港漁場課 道路維持課	<p>路面清掃業務や漁場環境美化推進事業において、清掃業務等の受託者が排出事業者であり、発注者である県は排出事業者ではないと解釈していたようである。しかし、路面清掃業務については道路管理者である県が排出事業者と言うべきである。また、漁場環境美化推進事業については、同事業の主体である県が事業活動に伴って廃棄物を排出した排出事業者であると監査人は解する。</p> <p>このように、県においては、「排出事業者」に関する誤った解釈のもとに実施している事業があるようであるから、上記路面清掃等以外の事業に関しても、排出事業者としての責任の有無を速やかに再検証し、今後は、仕様書等の作成や契約締結段階で、排出事業者としての責任の所在を適切に定めておくべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>本事業は本県が主体となり実施するものであり、その事業により排出される産業廃棄物は、県が責任を持って処理すべきものと判断します。</p> <p>よって、今回のご指摘に従い、令和2年度以降の事業実施については、産業廃棄物管理伝票の排出事業者欄を長崎県とし、責任の所在の明確化を図り、適切な事業の実施に努めてまいります。</p> <p>（漁港漁場課） （措置済）</p> <p>令和2年3月23日に地方機関に対して、排出事業者は道路管理者であること、排出事業者としてマニフェスト等の管理を適切に実施することについて、通知しました。（道路維持課）</p>	
p.47	会計課	<p>委託契約の前払い条項については、「前払いの必要性が認められるとき」などの条件を付ける、あるいは、前払いできる金額の上限を定めるなどの改訂を行うべきである。（指摘事項）</p> <p>今回、監査を行った委託契約において、受託者が委託料を全額（あるいは8割以上）前払いにより請求できる条項を設けているものが散見され、実際、履行期間は1年間であるにもかかわらず、履行期間開始後すぐに契約金額の約8割を前払いしている事案もあった。</p> <p>確かに、人件費等必要経費の支出に備えて一定額の前払いが必要となる受託者側の事情は理解できる。</p> <p>しかし、委託契約における報酬請求については、その委託契約の法的性質が民法上の請負契約であっても委任契約ないし準委任契約であっても、業務が完了し成果物の確認を行った後の後払いが原則的取扱いであるし、県が締結している契約においても同様の取り扱いをしている。また、受託者が業務完了前に破産するなど、履行不能となることもあり得るため、委託業務の完了前に過大な前払金を支払うことにはリスクを伴う。</p> <p>したがって、委託料の前払いについては、次のような制限（あくまで例示である）を設けるように改めるべきである。</p> <p>「発注者（長崎県）において必要と認めるときは前払いできる」</p> <p>この条項例は、受託者より具体的な必要性を示した上で前払いの請求をしてもらい、発注者である長崎県がその必要性を確認した上で前払いすることを想定している。</p> <p>「四半期ごとに〇〇円を上限として前払いできる」</p> <p>この条項例は、契約期間を分割し（四半期に限る必要はない）、その期間ごとに前払い金額の上限を定めるものである。1度に多額を前払いすることを避け、分割前払いを行うに際し、それまでの出来高を確認することで、可能な限り履行状況に合わせた委託料の支払いを可能にするものである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>令和2年2月21日付で【契約書雛型（委任）】を示し、「発注者（長崎県）が必要と認められる額については、前金払により支払う」と改めました。</p>	

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論(全庁共通)

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.40	会計課	<p>契約担当課の判断によって予め相手方を1者に特定した上で地方自治法施行令167条の2第2号を根拠に締結する随意契約を「明らかに1者を特定しうる場合」に限定したとすると、契約担当課において、随意契約の相手方を「1者に特定しうる」と想定するものの「明らか」とまで断定できない事例が出てくるのではないかと考える。</p> <p>そのような事例を一般競争入札に付すのは、契約事務の執行をいたずらに煩雑化させ不経済を招くことに繋がり、また、後述するような問題を抱える1者応札を引き起こすおそれがあり妥当ではない。とはいえ、具体的に「明らかに1者を特定しうる」という根拠を示せないまま随意契約を選択するのは、随意契約事務の執行の透明性や機会均等性を害することになり許されるものではない。</p> <p>そこで、契約担当課において、随意契約の相手方を「1者に特定しうる」と想定するものの「明らか」とまで断定できない事案の場合などに、透明性や機会均等性を確保しつつ随意契約を選択できるよう、別添「長崎県 随意契約における参加者の有無を確認する公募手続に関する要領(案)」のような公募手続(以下「事前確認公募手続」という。)の制定を検討してもらいたい。(意見)</p> <p>事前確認公募手続は、他に履行可能な者がいないとして、特定の者を随意契約の相手方に選定しようとする場合に、公募によって当該随意契約への参加希望者の有無を確認することにより、手続の透明性や機会均等性を確保するとともに、競争性のある契約への移行を推進するために行う手続である。同様の公募手続は、平成26年2月より福岡市で、平成27年4月より神奈川県で実施(試行)されており、一部の省庁や独立行政法人、特別地方公共団体などでも導入されているようである。</p>	<p>(措置未済)</p> <p>「事前確認公募手続」を実施している神奈川県などの情報収集を行っているところです。</p>	<p>既の実施している神奈川県など先進事例について、研究してまいります。</p>
p.41	会計課	<p>地方自治法施行令167条の2第2号(性質又は目的が競争入札に適しない)を理由に随意契約を選択する場合において、「明らかに1者を特定しうる場合」以外に、契約の相手方の選定手続の透明性や機会均等性、競争性を確保すべく、事前確認公募手続か、プロポーザル・企画提案方式を経て契約の相手方を選定するよう検討してもらいたい。(意見)</p>	<p>(措置未済)</p> <p>「事前確認公募手続」を実施している神奈川県などの情報収集を行っているところです。</p>	<p>「事前確認公募手続」については、既の実施している神奈川県など先進事例について、研究してまいります。</p>
p.42	会計課	<p>随意契約検討シートの改訂、随意契約検討シートの【改訂版】マニュアルの策定を検討してもらいたい。(意見)</p> <p>本監査でヒアリングを実施して感じたのは、随意契約検討シートに何をどのように書いたらいいのか具体的なイメージが掴めていない担当職員が多いということであった。</p> <p>そこで、上記監査人の意見等を踏まえた随意契約検討シートの改訂案やマニュアル案を添付するので、長崎県において改訂等を検討してもらいたい。</p>	<p>(措置済)</p> <p>「随意契約検討シート」の改正を行い、今回の指摘事項に対する検討結果と併せて、指導の通知を发出いたしました。</p>	
p.45	会計課	<p>「競争入札見直しのポイント～競争性を高めるために～」の策定を検討してもらいたい。(意見)</p> <p>1者応札の解消に関し、担当職員からヒアリングしている中で感じたのが、職員間に知識や情報、経験の差があるため、解消に向けた取り組みにも違いが生じているのではないかとということであった。</p> <p>そこで、監査人は、1者応札解消のための取り組みとして財務省や経済産業省、文部科学省等が示している方策を「競争入札見直しのポイント～競争性を高めるために～」としてまとめてみた。</p> <p>これらを参考に、長崎県において競争入札の競争性を高めるための見直し指針を整理、策定してもらい、1者応札の解消に努めてもらいたい。</p>	<p>(措置済)</p> <p>今回の指摘事項に対する検討結果と併せて、「適正な契約事務の執行について」(平成23年2月18日付22会第63号)及び「一般競争入札における1者応札の縮減及び競争性の確保について」(平成25年3月8日付24会第101号)、「1者応札への対応について」(平成26年11月14日付26会第68号)について改めて周知の通知を发出するとともに、併せて包括外部監査結果において示された「競争入札見直しのポイント」についても周知いたしました。</p>	
p.46	会計課	<p>一般競争入札の競争性を高める取り組みを検討してもらいたい。(意見)</p> <p>本監査において、一般競争入札の応札者が2～3者程度しかない契約事案が少なからず見受けられた。</p> <p>このような入札は、競争性に乏しく、競争によって経済性を確保しようとする一般競争入札の機能を十分に発揮できていないとは言えない。公告時期や公告期間、発注時期を見直すだけでも、競争参加者の掘起こしができる可能性があるから、上記「競争入札見直しのポイント」を参考に改善を検討してもらいたい。</p> <p>さらに、長年に渡り、応札者が2者程度に固定化している契約事案も見受けられた。</p> <p>このような契約事案は、1者応札ではないため、平成26年通知に基づく見直し等の対象にはならないが、特定の事業者が予定価格等の入札情報をほぼ正確に把握した状態で応札してくるから競争性に欠け、入札の形骸化や落札率の高止まりを招き、談合の危険性も生み出しかねないものであるから改善の必要性が高い。</p> <p>例えば、直近の5年間で応札者が特定の2者である場合は、所管課に仕様等の見直しを義務付けるなど、適切な改善策を検討してもらいたい。</p>	<p>(措置済)</p> <p>特定の業者のみの応札が続く場合は、その原因について契約担当課において確認をするよう各部の随意契約適正化推進協議会に周知いたしました。</p> <p>また今回の指摘事項に対する検討結果と併せて、「適正な契約事務の執行について」(平成23年2月18日付22会第63号)及び「一般競争入札における1者応札の縮減及び競争性の確保について」(平成25年3月8日付24会第101号)、「1者応札への対応について」(平成26年11月14日付26会第68号)について周知のため改めて周知の通知を发出し、各種研修会や会計監督検査等の機会がある度に周知・指導を行っております。</p>	
p.48	建設企画課	<p>委託業務に一定の技術水準や資格を求める場合には、管理技術者の決定通知を受ける際などに、同技術者の履歴書等だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。(意見)</p> <p>今回監査を行った委託契約においては、委託業務に一定の技術水準や資格を求めるものが少なからず見受けられたが、管理技術者の履歴書等の提出だけで、資格証明書等の写しの提出までは求めていないものが多かった。</p> <p>しかし、委託業務に一定の技術水準や資格を求めるのであれば、契約締結時に資格証明書等の写しの提出を求め、技術や資格を有することを確認するのが望ましい。</p> <p>このことは、指名競争入札の入札参加資格の審査時に資格証明書等の提出を受けていた場合であっても同様である。</p>	<p>(措置未済)</p> <p>契約時に提出する「管理技術者通知書及び照査技術者通知書」については、資格証明書等の写しを添付するよう見直します。現在、改正手続を進めています。</p>	<p>「土木設計(測量、調査)業務等委託契約書の運用基準について」に定める「管理技術者通知書及び照査技術者通知書(様式第2号)」について、資格証明書等の写しを添付するよう見直します。</p> <p>このことを、令和2年度末まで入札参加者に周知し、令和3年度当初より添付を必須とします。</p>

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第1 危機管理監

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.49	危機管理課	<p>本委託業務については、同一受託者による随意契約が継続的になされているが、随意契約検討シートの予定額欄には、平成29年度が113,231,930円、平成30年度が104,852,232円と記載されており、契約金額が8,379,698円下がったかのように見える。平成29年度の予定額は操縦士4名の採用を想定していたものの、実績は3名の採用にとどまったため、最終契約金額は予定額よりも低い94,238,984円となっている。平成30年度の予定額も操縦士4名採用を想定し、同年11月に1名追加採用したことで、ようやく4名の採用が実現できたが、中途採用であったことから予定額からは減額となり、他の操縦士の昇給増額分があったものの、最終契約金額99,941,449円は、予定額の範囲内となっている。</p> <p>このように、平成29年度と平成30年度では、実際には契約金額は下がっていないにもかかわらず、随意契約検討シートに平成29年度の最終契約金額を記載していないため、あたかも、契約金額が下がったかのように読める。したがって、随意契約検討シートには、漏れなく、過年度の最終契約金額を記載すべきである。</p> <p>また、随意契約検討シートに過年度の契約金額を記載する目的の1つは、過年度との比較により契約金額の妥当性を検証することにあるから、予定額に増減があった場合は、その理由も記載するのが望ましい。</p> <p>なお、最終契約金額など、年度途中では正確な記載ができない項目もあり得るが、そのような場合であっても、見込額を記載するなど、可能な限り充実した記載を心がけるべきである。</p> <p>随意契約検討シートには、過年度の最終契約金額を記載すべきであり、年度途中で記載ができない場合であっても、その見込額を記載すべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済)</p> <p>令和2年度の事業につきましては、随意契約検討シートに過年度の検証結果を踏まえた随意契約の理由を記載しております。</p>	
p.49	危機管理課	<p>本委託業務については、同一受託者による随意契約が継続的になされているが、随意契約検討シートの予定額欄には、平成29年度が113,231,930円、平成30年度が104,852,232円と記載されており、契約金額が8,379,698円下がったかのように見える。平成29年度の予定額は操縦士4名の採用を想定していたものの、実績は3名の採用にとどまったため、最終契約金額は予定額よりも低い94,238,984円となっている。平成30年度の予定額も操縦士4名採用を想定し、同年11月に1名追加採用したことで、ようやく4名の採用が実現できたが、中途採用であったことから予定額からは減額となり、他の操縦士の昇給増額分があったものの、最終契約金額99,941,449円は、予定額の範囲内となっている。</p> <p>このように、平成29年度と平成30年度では、実際には契約金額は下がっていないにもかかわらず、随意契約検討シートに平成29年度の最終契約金額を記載していないため、あたかも、契約金額が下がったかのように読める。したがって、随意契約検討シートには、漏れなく、過年度の最終契約金額を記載すべきである。</p> <p>また、随意契約検討シートに過年度の契約金額を記載する目的の1つは、過年度との比較により契約金額の妥当性を検証することにあるから、予定額に増減があった場合は、その理由も記載するのが望ましい。</p> <p>なお、最終契約金額など、年度途中では正確な記載ができない項目もあり得るが、そのような場合であっても、見込額を記載するなど、可能な限り充実した記載を心がけるべきである。</p> <p>随意契約検討シートにおいて、契約金額を過年度と比較し、増減が生じる場合には、その理由を記載するようにするのが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>令和2年度の契約より、随意契約検討シートに契約金額を過年度と比較し、増減が生じる場合には、その理由を記載するよう改めました。</p>	
p.51	消防保安室	<p>本委託業務では、受託者が委託業務完了後30日以内に実績報告書を提出し(契約書10条)、県において、同報告書が正当と認められたときは、受託者の請求書を受理してから30日以内に委託料を支払うことになっている(同11条2項)。</p> <p>受託者は、平成30年12月5日付で実績報告書を提出しているものの、県において、検査に時間を要したとして、契約金額の支払日は平成31年3月29日と大幅に遅れている。</p> <p>県は、受託者より実績報告書の提出を受けたときは、速やかに検査を行い、委託料を支払うべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済)</p> <p>令和2年度の事務分掌の見直しにより、これまで指摘を受けた二つの委託業務が1人の担当者であったものを担当者2人に分けることで、実績報告書受理後の速やかな検査及び委託料支払いの体制を整備しました。</p>	
p.52	消防保安室	<p>本委託業務では、受託者が委託業務完了後、遅滞なく実績報告書を提出し(契約書10条)、県において、同報告書が正当と認められたときは、受託者の請求書を受理してから30日以内に委託料を支払うことになっている(同11条1項)。</p> <p>受託者は、平成31年1月7日付で実績報告書を提出しているものの、県において、検査に時間を要したとして、前払金を除いた委託料の支払日は平成31年3月29日と大幅に遅れている。</p> <p>県は、受託者より実績報告書の提出を受けたときは、速やかに検査を行い、委託料を支払うべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済)</p> <p>令和2年度の事務分掌の見直しにより、これまで指摘を受けた二つの委託業務が1人の担当者であったものを担当者2人に分けることで、実績報告書受理後の速やかな検査及び委託料支払いの体制を整備しました。</p>	

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第2 総務部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.53	広報課	<p>本委託業務では、総合評価方式の一般競争入札を実施したものの受託者のみの1者応札であった。一般競争入札で1者応札となった理由は明らかではないが、平成26年11月14日付「1者応札への対応について」(26会第68号)のとおり、1者応札を解消する方策の検討をしてもらいたい。</p> <p>本委託業務の内容からすると、受託者は、県と協議しながら発信するパブリシティネタを探すことから始めなければならない、高度な専門性や技術が求められるだけでなく、メディアへのコンタクト等もかなりの業務量が求められているため、受託した場合には、相当の人的、物的資源を本委託業務に投じる必要がある。にもかかわらず、契約期間を1年とする単年度の契約では、翌年度も受託できる保障がないため、本委託業務に人的、物的資源を投じることが躊躇させ、参入障壁になっている可能性がある。また、単年度契約だと、契約期間の終わり近くに見つかったパブリシティネタが、時間的制約のために、マスメディアに取り上げてもらえず無駄に終わってしまうなど、経済性や効率性を損なうおそれもある。このような事情からすると、本委託業務は、単年度ではなく、複数年度の契約にした方が、事業者としても入札参加しやすく、事業の経済性や効率性にも資するのではないかと思料する。</p> <p><u>本委託業務においては、1者応札への対応として、契約期間を複数年度とするなどの見直しを検討するのが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置未済)</p> <p>本事業は、令和2年度より、地方創生推進交付金を財源としており、交付決定が1年度ごとの単年度であり、複数年契約は困難となっております。</p> <p>令和2年度から令和4年度まで、交付金を財源とするようにしており、令和5年度以降、交付金を財源として活用しない場合は、複数年契約に見直すことも検討したいと思っております。</p> <p>また、会計課通知(26会第68号)に基づき、1者応札が3年間で連続した場合は、随意契約への移行も検討したいと思っております。</p>	<p>適正な時期を判断した上で、複数年契約または、随意契約への移行を検討したいと考えております。</p>
p.54	広報課	<p>本委託業務は、平成28年度、平成29年度はいずれも総合評価方式の一般競争入札がなされたが、平成30年度は、技術評価を重視し、各事業者の提案内容を評価して受託者を決定することが望ましいとの判断から、契約期間を2年としてプロポーザル方式による随意契約が締結されるに至っている。</p> <p>本委託業務については、今後、事業自体を存続させるかどうかが決まっていなため、令和2年度からは、再び単年度の契約に戻すことが予定されている。</p> <p>しかし、本委託業務においては、これまで本情報誌により培ってきた県のイメージを定着させることが重要であるため、今後も継続して同一受託者に本業務を委託する必要性が高いのではないかと思料する。</p> <p>特定者との随意契約を長期にわたって継続することは、行政による調達の不透明化し、競争性や経済性を害するおそれがあり、厳に控えるべきである。しかし、本委託業務については、平成30年度にプロポーザルを実施し、外部評価委員会による審査を経ているのであるから、一定の透明性や競争性が確保されている。</p> <p>したがって、本委託業務のように特定者による継続の必要性が高い場合には、今後、単年度契約に切り換わったとしても、同一受託者との随意契約を検討しても許容されると思料する。もっとも、その際には、事業の成果や事業継続の必要性、同一受託者との随意契約継続の必要性を十分に検証し、随意契約検討シートに具体的に記載して、県民に対し公表する必要がある。</p> <p><u>本委託業務については、同一受託者との随意契約の継続も検討してもらいたい。(意見)</u></p>	<p>(措置未済)</p> <p>本業務については、発行スケジュール上、前年度中からの事務手続きが不可欠です(債務負担設定済み)。</p> <p>よって、令和元年度包括外部監査結果報告書受領時には、既に従来通りの契約形態(プロポーザル方式による随意契約)を前提とした事務手続きを進めていたため、検討が間に合いませんでした。</p>	<p>ここ数年、1者応札が続いている状況も踏まえ、令和3年度分以降の契約については、同一受託者との随意契約も含めて検討したいと考えております。</p>
p.56	新行政推進室	<p>職員研修は、行政改革推進プランにおける5か年計画の取組みも踏まえて実施するものであり、平成30年度は当該プランの中間年に位置する。平成28年度、平成29年度はいずれも総合評価方式の一般競争入札で、同一の受託者が落札し、平成30年度は、この受託者と随意契約を締結している。</p> <p>本委託業務は、複数年度を通したカリキュラムや指導方針に基づき、継続的に県職員に対して研修を行うものであり、事業の継続性が重視される業務である。したがって、同一の受託者に業務を継続してもらう必要があるため、随意契約によることが許容される業務内容である。</p> <p>しかし、随意契約検討シートには、前述のような本委託業務の性質などが十分には記載されていない。また、平成30年度が中間年に位置する以上、随意契約検討シートには、1年目、2年目の各プログラムの効果を記載することが望ましい。</p> <p>随意契約検討シートに記載する随意契約の理由は、県民に公表され、県民への説明責任を果たすという目的がある。そうであるならば、随意契約検討シートには、本委託業務の性質、1年目、2年目の各プログラムの効果を含め、より充実した随意契約の理由を記載することが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>当該契約については、平成31年3月以降、一般競争入札による複数年契約に切り替えているため、今後随意契約検討シートの作成予定はありませんが、本意見の趣旨を踏まえ、研修効果を含め、県民の皆様への説明責任をしっかりと果たしてまいります。</p>	
p.56	職員厚生課	<p>本委託契約では、契約後、上半期執行見込額を前払金により請求できるとの条項があり(契約書3条2項)、県は、平成30年5月16日に10,000,000円を前払いしている。</p> <p>しかし、委託契約における報酬請求については、その法的性質が民法上の請負契約であっても委任契約ないし準委任契約であっても、業務が完了し成果物の確認を行った後の後払いが原則的取扱いであるし、一般論としても、受託者が業務完了前に破産するなど、履行不能となることもあり得るため、委託業務の完了前に当初契約金の8割を超える過大な前払金を支払うことのリスクは高い。ましてや、本委託契約においては、契約金額を減額変更し、受託者に2,911,000円の返金を求めるに至っているが、一般論として、返金を拒まれるケースもあり得ることなども考慮すれば、そのリスクは一層高まるといえる。したがって、契約金額の前払いを可能とする条項については、「前払いの必要性が認められるとき」などの条件を付けるなどして改めるべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済)</p> <p>令和2年度の契約書の第7条(委託料の支払い方法)中において、「委託料のうち必要と認められる額については」と条件付けし、「請求に基づき、前金払により支払うものとする」と契約条項を改めました。</p>	
p.57	職員厚生課	<p>本委託業務では、長崎地区以外の地区の事業運営を、県が各地区の「県職員スポーツ・レクリエーション実行委員会」(以下「実行委員会」という。)を通じて行っており、受託者は、長崎地区以外の地区の事業運営業務を行っていない。</p> <p>しかし、県は、受託者に対し、長崎地区以外の地区の事業運営費も含めて、委託料を支払い(契約書3条1項)、その後、受託者を通じて各地区の実行委員会が事業運営費を受け取っている。そうすると、県は、長崎地区以外の地区の事業運営業務について、受託者に委託していないにもかかわらず、委託料(事業運営費)は支払っていることになり、委託業務と委託料の内容に食い違いが生じている。</p> <p>したがって、委託業務と委託料の内容が整合するように契約条項を改めるべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済)</p> <p>令和2年度の契約書の第1条(委託事項)中の別紙仕様書において、委託業務内容をより詳細に記載し、委託業務と委託料の内容が整合するよう契約条項を改めました。</p>	
p.60	税務課	<p>本委託業務は継続的な事業であり、平成30年度はプロポーザル方式による随意契約がなされ、その成果を1年ごとに検証し、検証の結果、ユーザーが固定化してきていること、寄附金の金額が増加していることなどが明らかになっている。</p> <p>しかし、随意契約検討シートには、1年ごとに検証を行っていることや検証の結果などは記載されていない。随意契約検討シートに記載する随意契約の理由は、県民に公表され、県民への説明責任を果たすという目的がある。そうであるならば、随意契約検討シートには、1年ごとに検証を行っていることや検証の結果を含め、より充実した随意契約の理由を記載することが望ましい。</p> <p><u>随意契約検討シートには、本委託業務の成果を1年ごとに検証を行っていることや検証の結果を含め、より充実した随意契約の理由を記載することが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>令和2年度の契約分から、随意契約検討シートには、当該業者と引き続き随意契約で契約する理由について、具体的に記載するよう改めました。</p> <p>今後は、県民への説明責任を果たすことを意識した随意契約の理由を記載するよう徹底いたします。</p>	

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第2 総務部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.61	情報システム課	<p>本委託業務は、職員総合システムの計算に関する業務で、受託者Aと随意契約を締結しているが、職員総合システムの画面に関する業務は入札によって受託者を決定している。本委託業務で随意契約を採用した大きな理由としては、A以外の事業者が受託者となった場合には、業務の引継ぎだけでも1年ほどの期間を要すると見込まれること、引継期間中にはAと受託者の双方に費用を支払う必要があり不経済であることなどが挙げられるが、これらの理由は、随意契約検討シートには記載がされていない。</p> <p>随意契約検討シートに記載する随意契約の理由は、県民に公表され、県民への説明責任を果たすという目的がある。そうであるならば、随意契約検討シートには、A以外の事業者が受託者となった場合に発生する引継業務に要する見込期間や重複費用の発生などのデメリットを含め、より充実した随意契約の理由を記載することが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置未済)</p> <p>ご意見の内容を踏まえた随意契約の理由を検討中です。</p>	<p>ご意見の内容を踏まえ、次回の契約時には、より充実した随意契約の理由を記載する予定です。</p>

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第3 地域振興部(旧企画振興部)

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.63	地域づくり推進課	<p>県は、受託者の請求に基づき、契約金額を前払いにより支払うことができるとされており（契約書6条1号）、同契約条項に従い、平成30年6月4日、受託者に対し、前払金として27,181,440円が支払われている。</p> <p>しかし、委託契約における報酬請求については、その法的性質が民法上の請負契約であっても委任契約ないし準委任契約であっても、業務が完了し成果物の確認を行った後の後払いが原則的取扱いであるし、一般論としても、受託者が業務完了前に破産するなど、履行不能となることもあり得るため、委託業務の完了前に過大な前払金を支払うことの高リスクは高い。したがって、<u>契約金額を全額前払いにより請求できる旨の規定については、前払いできる金額の上限を定める、あるいは、「前払いの必要性が認められるとき」などの条件を付けるなどして改めるべきである。（指摘事項）</u></p>	<p>（措置済）</p> <p>本委託業務は、有人国境離島法の施行に合わせ、「しまの地域商社」を市町とともに支援する目的で、平成29年度から実施してまいりましたが、これまでの成果や市町との役割分担を踏まえ、令和元年度末を持って終了することとしたところです。</p> <p>今後、前払いが必要な委託契約を締結する場合においては、前払いできる金額の上限を定める、あるいは「前払いの必要性が認められるとき」などの条件を付けるなどの改善を行ってまいります。</p>	
p.64	地域づくり推進課	<p>本委託業務は、平成29年度に引き続いて、同一受託者との随意契約がなされている。本委託業務を遂行するにあたっては、受託者において、地元生産者や首都圏バイヤー等との信頼関係を継続的に構築していくことが求められるため、このような本委託業務の性質に鑑みれば、同一受託者と随意契約をすることが必要である。</p> <p>しかし、随意契約検討シートには、継続性が重視されることやその理由は記載されていないし、売上実績の推移なども記載されていない。随意契約検討シートに記載する随意契約の理由は、県民に公表され、県民への説明責任を果たすという目的がある。そうであるならば、<u>随意契約検討シートには、売上実績の推移、本委託業務において継続性が重視される理由など、より充実した随意契約の理由を記載することが望ましい。（意見）</u></p> <p>また、県においては、時期（3年度実施後程度）をみて、同一受託者との随意契約を継続的に実施した効果を検証することが望ましいと言える。検証の結果によっては、公募型入札方式（総合評価方式）やプロポーザル方式による随意契約などを検討する余地はある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>本委託業務は、有人国境離島法の施行に合わせ、「しまの地域商社」を市町とともに支援する目的で、平成29年度から実施してまいりましたが、これまでの成果や市町との役割分担を踏まえ、令和元年度末を持って終了することとしたところです。</p> <p>今後、継続して同一受託者と随意契約を行う場合等は、実績の推移や継続性が重視される理由など、より充実した随意契約理由の記載に努めてまいります。</p>	
p.64	地域づくり推進課	<p>本委託業務は、平成29年度に引き続いて、同一受託者との随意契約がなされている。本委託業務を遂行するにあたっては、受託者において、地元生産者や首都圏バイヤー等との信頼関係を継続的に構築していくことが求められるため、このような本委託業務の性質に鑑みれば、同一受託者と随意契約をすることが必要である。</p> <p>しかし、随意契約検討シートには、継続性が重視されることやその理由は記載されていないし、売上実績の推移なども記載されていない。随意契約検討シートに記載する随意契約の理由は、県民に公表され、県民への説明責任を果たすという目的がある。そうであるならば、随意契約検討シートには、売上実績の推移、本委託業務において継続性が重視される理由など、より充実した随意契約の理由を記載することが望ましい。</p> <p>また、県においては、時期（3年度実施後程度）をみて、同一受託者との随意契約を継続的に実施した効果を検証することが望ましいと言える。検証の結果によっては、公募型入札方式（総合評価方式）やプロポーザル方式による随意契約などを検討する余地はある。</p> <p><u>継続性を重視して同一受託者と随意契約を継続した場合には、時期をみて、その効果を検証することが望ましい。（意見）</u></p>	<p>（措置済）</p> <p>本委託業務は、有人国境離島法の施行に合わせ、「しまの地域商社」を市町とともに支援する目的で、平成29年度から実施してまいりましたが、これまでの成果や市町との役割分担を踏まえ、令和元年度末を持って終了することとしたところです。</p> <p>今後、本委託業務と同様に、継続性を重視して同一受託者と随意契約を継続することとする場合においては、時期を見て、その効果を検証したうえで、公募型入札方式（総合評価方式）等受託者選定方法の見直しを検討してまいります。</p>	
p.65	地域づくり推進課	<p>本委託業務において、ポスターやチラシの発行枚数、新聞広告を掲載する新聞社や掲載数、テレビCMの放送局や放送回数などは、県が仕様書により指定している。</p> <p>しかし、本委託業務では、ポスター、チラシ、新聞広告、テレビCMの内容やデザイン性に関する技術力だけでなく、効果的なPRの方法についても専門的な知見が求められる。このような高い専門性や技術力が求められる事業については、県職員が詳細な仕様を決めてしまわず、専門業者にデザインなどの内容面だけでなく、広く事業のPR方法から提案をしてもらい、価格面だけでなく、技術面での競争も求めることが望ましい。</p> <p>したがって、<u>本委託業務については、公募型入札方式（総合評価方式）ないしプロポーザル方式による随意契約を検討してもらいたい。（意見）</u></p>	<p>（措置済）</p> <p>本事業は平成30年度の単年度事業として実施したものでありますが、ご意見のとおり、今後、同様の業務を委託する際には、公募型入札方式（総合評価方式）等を検討してまいります。</p>	
p.66	地域づくり推進課	<p>県は、仕様書において、動画の撮影場所、内容などを細かく指示した上で、一般競争入札により受託者を決定している。</p> <p>しかし、本委託業務は、VR動画の作成というクリエイティブな側面が重視される業務であるため、技術面での競争性がない一般競争入札は適当とは言えない。動画の撮影場所、内容等を含めて、広く事業者からの提案を募るのが望ましい。したがって、<u>本委託業務については、公募型入札方式（総合評価方式）ないしプロポーザル方式による随意契約を検討してもらいたい。（意見）</u></p>	<p>（措置済）</p> <p>本事業は平成30年度の単年度事業として実施したものであるが、ご意見のとおり、今後、同様の業務を委託する際には、公募型入札方式（総合評価方式）等を検討してまいります。</p>	

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第3 地域振興部(旧企画振興部)

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.66	市町村課	<p>本委託業務(平成30年度)は、平成29年度と同様、一般競争入札における1者応札となっており、平成31年度も、本委託業務と同一受託者による1者応札であった。</p> <p>一般競争入札において直近3年間で連続して1者応札となった場合、出納局会計課長名で発せられた平成26年11月14日付「1者応札への対応について」(26会第68号)に従い、参入障壁となり得る事情がないかを検討し、参入障壁となり得る仕様等の見直しができるのであれば、仕様等を見直した上で引き続き競争入札を実施する、仕様等の見直しが困難であれば、「1者応札検討シート」を作成し、随意契約適正化推進協議会において、随意契約へ移行すべきかどうかの審査を受ける、同協議会が公表を決定した場合、「1者応札検討シート」の公表を行い、県民等の意見聴取後、同協議会において随意契約への移行の可否を決定することになっている。</p> <p>本委託業務(平成30年度)については、未だ3年連続での1者応札にはなっていないため、上述の「1者応札への対応について」に従った対応までは求められていない。しかし、仕様等の内容が参入障壁となっている可能性も否定できないため、上述の「1者応札への対応について」に準じて、競争参加者が入札参加しやすくなるよう、仕様等を見直すべきである。</p> <p>例えば、一般競争入札のメリットは、公正性と機会均等性にあるとされているが、本件一般競争入札は、公告から入札執行まで21日、入札執行から業務開始までは6日であるため、このようなタイトなスケジュールであれば、業務としての採算性、人員確保などを含めた業務遂行可能性などを検討するだけの時間的余裕がなく、そのために入札参加を躊躇してしまう可能性も否定できない。したがって、入札参加の検討期間や業務遂行の準備期間等を確認し、競争参加者が入札参加しやすくなるよう、公告時期、入札執行時期を見直すべきである。</p> <p>本委託業務については、仕様等を見直すか、あるいは、仕様等の見直しが困難であれば、随意契約への移行に向けた対応をとるべきである。(指摘事項)</p>	<p>(一部、措置済)</p> <p>本委託業務については、これ以上の仕様書の見直し等が困難であったため、令和2年度分における入札(令和2年3月実施)において、競争参加者が入札参加しやすくなるよう、公告時期及び入札執行時期を見直したうえで、一般競争入札を実施いたしました。</p> <p>・HP掲載期間(公告から資格審査申請書提出までの日数) 令和元年度分入札: 8日 令和2年度分入札: 17日</p> <p>・広告から入札の執行日までの日数 令和元年度分入札: 14日 令和2年度分入札: 27日</p> <p>・入札日 令和元年度分入札: 平成31年3月25日 令和2年度分入札: 令和2年3月9日</p>	<p>左記のとおり、公告時期及び入札執行時期を見直したうえで一般競争入札を実施したものの、結果として令和2年度分の入札においても1者応札となりました。</p> <p>この結果を受け、令和3年度分に係る本委託業務については、会計課長通知「1者応札への対応について」に基づき、随意契約への移行の措置を図ってまいります。</p>
p.68	交通対策課(旧新幹線・総合交通対策課)	<p>「29新交第158号 平成30年度長崎県地域創生人材育成事業業務委託」(以下「本業務委託」という。),「30新交第101号 平成30年度長崎県地域創生人材育成事業業務委託」(以下「本業務委託」という。)のいずれにおいても、県は、受託者の請求に基づき、契約金額の9割も前金払いをすることができるとされている(契約書7条3項)。</p> <p>しかし、委託契約における報酬請求については、その法的性質が民法上の請負契約であっても委任契約ないし準委任契約であっても、業務が完了し成果物の確認を行った後の後払いが原則的取扱いであるし、一般論としても、受託者が業務完了前に破産するなど、履行不能となることもあり得るため、委託業務の完了前に過大な前払金を支払うことの高リスクは高い。したがって、契約金額の9割も前払いにより請求できる旨の規定については、前払いできる金額の上限を下げる、あるいは、「前払いの必要性が認められるとき」などの条件を付けるなどして改めるべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済)</p> <p>平成30年度で終了している当該契約は、県からの事務委任依頼を相手方の承諾により契約する「委任型」の随意契約であり、委託相手との協議により、9割を上限とする前払いができることとしたものであるが、今後、同様の事例があれば、委託契約締結にあたっては、委員のご指摘を踏まえ、委託業務の完了前に過大な前払金を支払うリスクに十分な注意を払うよう努めてまいります。</p>	
p.69	交通対策課(旧新幹線・総合交通対策課)	<p>本業務委託は、県下全域のバス運転手ないしトラック運転手の育成を図ることを目的としているため、民間のバス事業者やトラック事業者へ委託することは適切ではない。そこで、県は、事業者団体を受託者として随意契約を締結するに至っている。</p> <p>しかし、随意契約検討シートにはこのような事情が記載されておらず、随意契約の理由としては不十分といえる。随意契約検討シートに記載する随意契約の理由は、県民に公表され、県民への説明責任を果たすという目的がある。そうであるならば、随意契約検討シートには、特定の事業者団体に委託すべき事情、他の民間事業者に委託すべきでない事情を記載するなどして、より充実した随意契約の理由を記載することが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>本事業は平成30年度で終了した事業であるが、今後、同様の事例があれば、随意契約検討シートの作成にあたって、県民への説明責任を果たすという目的を鑑み、より充実した随意契約理由の記載に努めてまいります。</p>	
p.69	交通対策課(旧新幹線・総合交通対策課)	<p>本業務委託は、いずれも約10,000,000円の減額変更がなされているが、県が受託者に宛てた「変更契約に係る承諾書の提出について」と題する書面には、いずれも「変更理由 事業の執行状況を踏まえた委託料減額に伴う変更」としか記載されておらず、その他、契約変更について協議した記録も残っていないため、契約金額を減額した具体的な理由が明らかではない。</p> <p>したがって、契約金額を減額する変更契約を締結するにあたっては、打合せ協議簿に変更に係る具体的な協議の内容を記載するなどして、契約変更の理由を明らかにしておくことが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>本事業は平成30年度で終了した事業であるが、今後同様の委託業務を発注する際には委員のご指摘を踏まえ、契約方法を検討してまいります。</p>	
p.70	交通対策課(旧新幹線・総合交通対策課)	<p>本業務委託は、企業内研修における指導者について、「研修内容に関する十分な実務経験・指導経験を有する者であって、研修の適切な指導が可能であること」を求めている。</p> <p>しかし、県は、指導者となる者がどのような実務経験・指導経験を有しているか確認をしていない。したがって、県は、受託者が指導者を決定した場合に、実務経験・指導経験を記載した履歴書を提出させるなどして、その適格性を判断することが望ましい。</p> <p>県は、「研修内容に関する十分な実務経験・指導経験を有する者であって、研修の適切な指導が可能であること」を仕様に入れるのであれば、受託者が指導者を決定した場合に、実務経験・指導経験を記載した履歴書を提出させるなどして、その適格性を判断することが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>本事業は平成30年度で終了した事業であるが、今後同様の委託業務を発注する際には委員のご指摘を踏まえ、契約方法を検討してまいります。</p>	

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第4 文化観光国際部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.71	文化振興課	<p>本委託業務（平成30年度）は、事業の名称は異なるものの、事実上4年目を迎える継続事業であり、平成31年度まで、同一受託者への随意契約がなされている。</p> <p>本委託業務には、地域主体で地域の特長を活かした文化芸術の企画をマネジメントできる体制づくりと人材の育成を図るという目的があるため、人づくり・地域づくりのために、地域の実行委員会（受託者）と継続して随意契約を締結する必要があるといえる。</p> <p>本委託業務では、地域の実行委員会を受託者としたことによる検証を行ってはいないものの、随意契約検討シートには、そのような検討結果を踏まえた記載はなされていない。</p> <p>随意契約検討シートに記載する随意契約の理由は、県民に公表され、県民への説明責任を果たすという目的がある。そうであるならば、随意契約検討シートには、過年度の検証結果を踏まえた随意契約の理由を記載するなどして、より充実した随意契約の理由を記載することが望ましい。</p> <p>特定者との随意契約を複数年度続けるのであれば、過年度の検証結果を踏まえた随意契約の理由を記載するなどして、より充実した随意契約の理由を記載することが望ましい。（意見）</p>	<p>（措置済）</p> <p>令和2年度の事業につきましては、随意契約検討シートに過年度の検証結果を踏まえた随意契約の理由を記載しております。</p>	
p.72	文化振興課	<p>本委託業務においては、アーティストによるギターコンサート等が開催され、受託者は、委託料とは別に入場料を徴収し、その収入を出演者のケータリングなどの経費に充てている。</p> <p>県は、業務完了報告書の提出は受けるものの、上記入場料収入に関する収支報告書の提出は受けていない。しかし、コンサート開催に要する主たる経費を県が負担しているから、別途、実行委員会が徴収している入場料については収支を画面によって報告させるべきである。</p> <p>したがって、県は、受託者に対して、コンサート等の入場料に関する収支報告書の提出を求めるべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成30年度は入場料に関する収支について、現地確認を行っていましたが、報告書の提出までは求めていませんでした。</p> <p>令和元年度の事業につきましては、入場料収入等が委託先である実行委員会の負担として対象外経費（ケータリング経費等）に充てられ、適正に執行されていることを画面で確認するものとして、入場料に関する収支報告書を提出させております。</p> <p>令和2年度からは、契約書に入場料に関する収支報告書の提出について明示するよう改めております。</p>	
p.73	文化振興課	<p>本委託業務では公募型プロポーザルが実施されたが、参加したのは受託者のみであった。</p> <p>公募型プロポーザルは、多くの提案を評価して受託者を決定することに意義があるため、多くの事業者から様々な提案を募る必要がある。したがって、公募型プロポーザルを実施する場合には、事業者が参加しやすい公募要領を検討することが望ましい。</p> <p>例えば、本件プロポーザルの審査会は平成29年11月1日に実施されているが、参加事業者には企画提案書の作成や映像サンプルの制作が求められ、映像サンプルについては、コンセプトを作っていくところから始めなければならないため、同年10月6日の公告から27日間という期間では、事業者の負担が大きく、このような公募要領が参加障壁になった可能性も否定はできない。したがって、本委託業務のような公募型プロポーザルを実施するに当たっては、事業者が参加しやすくなるよう、公募期間をより長く設定する、あるいは、映像サンプルの内容を仕様書等でより詳細化するなどの工夫をすることが望ましい。（意見）</p>	<p>（措置済）</p> <p>当該業務は、単年度限りの委託事業でしたが、今後同様の公募型プロポーザルを行う際には、公募要領や提出期間等について熟慮し、より多くのご提案がいただけるよう努めてまいります。</p>	
p.75	観光振興課	<p>本委託業務の随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例とその契約方法」欄には、「いわゆる「委任」の委託契約であり、多数の事例あり。」との記載のみがなされている。</p> <p>しかし、随意契約検討シートは、本委託業務を当該受託者と随意契約することが適切かどうかを判断するためのシートであるため、「他県における同様な契約事例とその契約方法」には、同様の業務を他県がどのように契約しているのか、すなわち、同様の業務について、他県も随意契約によっているのか、それとも入札により受託者を決定しているのかなどを具体的に記載すべきである。</p> <p>随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例とその契約方法」欄には、同様の業務について、他県ではどのような契約方法がとられているかを具体的に記載すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>今後、同様の契約を締結するにあたっては、他県の状況の把握に努めるとともに、契約方法及び業者選定について慎重に判断してまいります。（当該契約に係る保守管理業務については、平成31年度で終了）</p>	
p.76	物産ブランド推進課	<p>本委託業務は、平成28年度から継続している業務で、以来、同一受託者と随意契約を締結している。</p> <p>本委託業務は、受託者と提携するタイアップ企画であり、受託者にも相応のメリットがある業務であるため、受託者が経費の一部を負担しており、このような事情が、当該受託者と随意契約を行っている大きな理由である。</p> <p>しかし、随意契約検討シートには、本委託業務が受託者との共同事業であることや受託者も経費の一部を負担することには触れられているものの、タイアップすることの意義、効果などは記載されていない。随意契約検討シートに記載する随意契約の理由は、県民に公表され、県民への説明責任を果たすという目的がある。そうであるならば、随意契約検討シートには、タイアップすることの意義、効果なども含め、より充実した随意契約の理由を記載することが望ましい。（意見）</p>	<p>（措置済）</p> <p>当該委託業務は、平成30年度で終了していますが、今後、類似の委託業務で随意契約が必要な場合には、受託者のメリット・経費分担等の背景事情や、事業で見込まれる効果等を具体的に記載します。</p>	
p.77	国際課	<p>本委託業務の受託者は法人であるが、その実体は、受託者の大村営業所長という個人を指定して、アドバイザー業務を行ってもらうことである。</p> <p>しかし、業務報告書には法人としての記載しかされていないため、実際に業務の対応をしたのが大村営業所長本人であるのかが明らかではない。</p> <p>したがって、受託者に提出を求める業務報告書には、具体的な業務ごとに、誰がその業務に対応したかを記載させるべきである。</p> <p>受託者に提出を求める業務報告書には、具体的な業務ごとに、その業務に対応した者の氏名を記載させるべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置未済）</p> <p>本業務委託者への業務依頼及び業務実績の確認については、県ソウル事務所が監督をし、対応した者の確認をしております。しかしながら、業務報告書に対応した者の氏名を記載させておらず、ご指摘のとおりと考えます。</p>	<p>今後、業務報告書様式を変更し、業務に対応した者の氏名を記載させ、具体的な業務毎にその事務を対応した者の氏名を記載させることといたします。</p>

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第6 県民生活環境部(旧環境部)

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.80	環境政策課	<p>本委託業務(平成30年度)については、一般競争入札により受託者Aの1者応札となっている。本委託業務は、これまでも一般競争入札により受託者を決定しているが、平成27年度、平成28年度は受託者Aによる1者応札、平成29年度は2者参加して受託者Aが落札している。</p> <p>一般競争入札において直近3年間で連続して1者応札となった場合、出納局会計課長名で発せられた平成26年11月14日付「1者応札への対応について」(26会第68号)に従い、参入障壁となり得る事情がないかを検討し、参入障壁となり得る仕様等の見直しができるのであれば、仕様等を見直した上で引き続き競争入札を実施する。仕様等の見直しが困難であれば、「1者応札検討シート」を作成し、随意契約適正化推進協議会において、随意契約へ移行すべきかどうかの審査を受ける。同協議会が公表を決定した場合、「1者応札検討シート」の公表を行い、県民等の意見聴取後、同協議会において随意契約への移行の可否を決定することになっている。</p> <p>本委託業務については、平成29年度に2者が参加したため、未だ3年連続での1者応札にはなっていない。したがって、上述の「1者応札への対応について」に従った対応までは求められていない。しかし、仕様等の内容が参入障壁となっている可能性も否定できないため、上述の「1者応札への対応について」に準じて、競争参加者が入札参加しやすくなるよう、仕様等を見直すべきである。(指摘事項)</p> <p>例えば、一般競争入札のメリットは、公正性と機会均等性にあるとされているが、本件一般競争入札は、公告から入札執行まで20日、入札執行から業務開始までは1日であるため、このようなタイトなスケジュールであれば、業務としての採算性、人員確保などを含めた業務遂行可能性などを検討するだけの時間的余裕がなく、そのために入札参加を躊躇してしまう可能性も否定できない。したがって、入札参加の検討期間や業務遂行の準備期間等を確保し、競争参加者が入札参加しやすくなるよう、公告時期、入札執行時期を見直すことが考えられる。また、通訳・翻訳業務と交通・宿泊手配業務を分けるなど、仕様等を見直す余地も、十分にあり得る。</p>	<p>(措置済)</p> <p>令和元年度事業から、事業者の入札参加が容易となるよう、業務内容を通訳業務に絞るなど、仕様を見直した結果、競争性を確保することができました。</p> <p>今後も、幅広い入札参加が見込めるような仕様書のあり方について引き続き検討してまいります。</p>	
p.82	自然環境課	<p>「29自環第468号 平成30年度傷病野生鳥獣の飼育管理等業務委託」(以下「本業務委託」という。), 「29自環第469号 平成30年度傷病野生鳥獣の飼育管理等業務委託」(以下「本業務委託」という。)のいずれにおいても、県は、受託者の請求に基づき、契約金額を前払いにより支払うこととされており(契約書6条1項)、同契約条項に従い、本委託業務については、平成30年8月15日、受託者に対し、前払金として契約金額の全額が支払われている。</p> <p>しかし、委託契約における報酬請求については、その法的性質が民法上の請負契約であっても委任契約ないし準委任契約であっても、業務が完了し成果物の確認を行った後の後払いが原則的取扱いであるし、一般論としても、受託者が業務完了前に破産するなど、履行不能となることもあり得るため、委託業務の完了前に過大な前払金を支払うことの高リスクは高い。したがって、<u>契約金額を全額前払いにより請求できる旨の規定については、前払いできる金額の上限を定める、あるいは、「前払いの必要性が認められるとき」などの条件を付けるなどして改めるべきである。</u>(指摘事項)</p>	<p>(措置済)</p> <p>令和2年3月に契約した令和2年度の業務委託から、全額前払い請求とする支払い方法を改め、委託料の2分の1以内の額を4月及び10月に前払い請求できる旨の規定に変更しました。</p> <p>さらに、令和3年度の業務委託から、「必要と認められる時は」前払い請求できる旨の規程に変更することとしています。</p>	
p.82	自然環境課	<p>本委託業務は、それぞれ受託者が異なっており、それぞれ、長期にわたって同一受託者との随意契約が継続されている。</p> <p>随意契約検討シートには、本委託業務は、いずれにおいても、各受託者が、本委託業務を遂行できる唯一の者である旨が説明されているが、県北地域と県南地域(離島含む)でエリアを分けて、異なる受託者に委託する必要性が明確に記載されていないため、本委託業務を合わせて一体的に委託するよう仕様を変えれば、少なくとも2者による競争入札が可能に見える。</p> <p>しかし、本委託業務は、負傷するなどした野生鳥獣を救護施設で受け入れてもらうために、県民自らが搬送することが前提となっており、県民の移動の負担を考慮すれば、県北地域と県南地域でエリアを分ける必要があるということである。</p> <p>随意契約検討シートに記載する随意契約の理由は、県民に公表され、県民への説明責任を果たすという目的がある。そうであるならば、随意契約検討シートには、本委託業務をエリアで分ける必要性も含め、より充実した随意契約の理由を記載することが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>令和2年3月に契約した令和2年度の業務委託から、本委託業務をエリアで分ける必要性を説明するため、随意委託契約検討シートに「県民自ら鳥獣を搬送する必要がある、県民の移動の負担を考慮すれば、県北地域と県南地域にエリア分けし、両地域に1箇所ずつ配置する必要がある。」という文章を追記しました。</p>	

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第7 福祉保健部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.84	医療政策課	<p>本委託業務（平成28年度）については、一般競争入札により受託者Aの1者応札となっている。本委託業務は、平成18年度に開始し、5年間の契約が繰り返され、現在3回目の契約である。これまで一般競争入札により受託者を決定しているが、平成23年度は2者応札で受託者Aの落札となっている。平成18年度は、資料が保存期間満了により破棄されているが、担当者から、応札者数は3者であり、受託者Aが落札しているとの説明があった。</p> <p>平成23年度の入札では、受託者Aが1,000,000,000円で入札、Bが1,182,250,000円で入札した結果、受託者Aが落札している。平成28年度の入札では、受託者Aの1者応札であり、落札率は99.13%となっている。</p> <p>10億円を超える高額の契約であり、5年契約という長期の契約であることから、今後1者応札を解消するための措置を講じることが必要になるといえる。1者応札となった平成28年度の落札率が99%を超えているため、競争入札の利点である競争原理が働いていないことが推測される。</p> <p>本契約の場合、仕様に合致したヘリコプターの準備、複数の資格を持った人員配置の準備など、受託するための準備の負担が相当に大きいものになることが容易に想像できる。しかしながら、本契約の施行日は平成28年5月26日であり、公告は同年6月24日、入札説明会が同年7月7日、申請書提出期限が同年7月19日、入札日が同年8月3日というスケジュールである。ドクターヘリの運航開始予定日が同年12月1日とされているが、準備が可能か否かを検討するための時間的余裕がなく、競争参加者が入札を躊躇する可能性も否定できない。</p> <p>担当者の説明によれば、平成28年度の入札時に、入札説明会には受託者Aの他に1者が来場したが、応札は受託者Aのみであったとのことである。</p> <p>また、入札者を増やすための特段の取組は行っていた形跡がない。</p> <p>この点、入札参加の検討期間や業務遂行の準備期間等を確保し、競争参加者が入札参加しやすくなるよう、公告時期、入札執行時期を見直すことが考えられる。業務に支障がない範囲で、入札参加資格や仕様を参加しやすいものに変更することも考えられる。また、仕様の内容を実現しうるヘリコプター運航会社に、事前に競争入札の予定を伝えておくなどの方策も考えられるところである。</p> <p>長期の高額な契約の一般競争入札において、1者応札が一度でもあった場合には、その後の一般競争入札に向けて、1者応札を解消するよう、公告時期、入札執行時期、入札参加資格・仕様等の見直しなどの方策を検討することが望ましい。（意見）</p>	<p>(措置未済)</p> <p>現契約は、平成28年12月～令和3年11月までの5年契約となっており、次期契約については、1者応札とならないよう対応策を検討していきたいと考えております。</p>	<p>次期契約については、年度当初に施行伺いを起案し、入札公告・説明会の実施を早め、競争参加者が運航準備等について検討する期間を確保できるよう、可能な限り余裕のあるスケジュールで実施したいと考えております。また、業務に支障のない範囲での仕様書の見直しも視野に入れて、検討してまいります。</p>
p.86	福祉保健課	<p>本契約の随意契約検討シートの「今回の契約検討状況」欄には、以下の記載がある。</p> <p>本事業は、国の指導により、余剰金が発生した場合は返還させる旨を契約書に記載することになっているため、委任契約とすべきものである。入札を実施した場合は、当然に請負契約となり、余剰金という概念自体がないことから、本事業の受託者決定の手続きとして不適切であり、随意契約とせざるを得ない（平成29年度契約分において会計課からの指導あり）</p> <p>A会は、更生保護施設や障害福祉サービス事業等を運営する中で、罪に問われた障害者等への支援を積極的に掲げて、多数のそれら対象者への支援で実績を上げている県内唯一の団体であり、当該業務を最も適切に実施できるため。</p> <p>この点、下段の記載内容は適切と考えられるが、上段の記載内容は適切でない。</p> <p>そもそも、請負契約と委任契約（正確には準委任契約）のどちらであるかの判別は難しく（裁判で争われる事例もある）、その区別は、当該契約の規定ないし当事者の合理的な意思解釈により判断されることが通常である。また、どちらの性質を持った契約だとしても、契約条項によって契約金の精算方法を個別具体的に定めることが可能なものである。</p> <p>本契約が委任契約の性質を持つことはその通りであると思われるが、余剰金返還条項があることから直ちに委任契約になるのではない。</p> <p>一方、委任契約の性質を持つ契約（例えば清掃業務や警備業務）であったとしても、入札を実施することは通常なされていることである。</p> <p>よって、入札を実施した場合は当然に請負契約になるとしている点は誤りである。</p> <p>以上より、余剰金返還条項があるから委任契約にすべきという根拠はなく、入札を実施した場合に当然に請負契約になるとはいえないので、上段の記載は随意契約を選択する理由となっていない。</p> <p>むしろ、随意契約を選択する理由としては、地方自治法施行令167条の2第1項2号に規定されている、契約の性質・目的が競争入札に適しないとする理由（下段の記載内容など）を正面から取り上げるべきである。</p> <p>委任契約であるから入札ではなく随意契約になるというのは誤りである。随意契約検討シートには、その他、法令に規定された随意契約を選択できる場合である理由を、具体的に検討の上記載すべきである。（指摘事項）</p>	<p>(措置済)</p> <p>令和2年度における長崎県地域生活定着支援センター運営事業委託契約について、本契約の随意契約検討シートの「今回の契約検討状況」欄の左記上段の理由を削除し、随意契約を選択する理由について、具体的に検討の上、記載しております。</p>	

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第8 こども政策局

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.88	こども未来課	<p>本委託業務においては、受託者は、委託業務完了後遅滞なく委託業務完了報告書を提出しなければならず（契約書7条1項）、委託者はかかる業務完了報告書を受理した日から起算して3日以内に検査を行うこととされている（契約書7条2項）。</p> <p>本件の委託業務完了報告書には、事業実績報告書が添付されており、かかる実績報告書には、会員制データマッチング「お見合いシステム」の登録者、退会者、成婚数等の統計データや運用状況等が記載されている。この統計データからは、会員数が平成28年度から約1,000人程度と横ばいであることや、登録数より退会数が多い年度が存在すること、閲覧数が大幅に減少していること、成婚数が少ないことなど、今後の事業改善のための様々な分析や検証が可能であると思われるが、実績報告書にはこれらの統計データに対する分析やその検証結果などの記載が不足している。</p> <p>また、「お見合いシステム」や窓口相談の利用満足度に関し、利用者アンケート等の結果について、実績報告書に記載されておらず、利用者目線に立った事業効果の分析、検証が不足している。</p> <p>晩婚化・未婚化対策の一環として県民の結婚支援事業を行うという本委託業務の目的に鑑みれば、委託業務完了報告書には、単に登録者数や成婚数等の統計データを報告させるにとどまらず、さらに充実した婚活サポートセンター事業を実施すべく、事業改善のための分析や検証結果を求めることが望ましい。また、本委託業務の目的を達成するためには、利用者目線での事業効果の分析や検証が必要である。</p> <p><u>結婚支援事業という本委託業務の趣旨に鑑み、委託業務完了報告書には、単に登録者の推移等の統計データを報告させるだけでなく、統計データに対する分析や検証、利用者目線での事業効果の分析や検証を求めるなどして、本委託業務が目的に沿って遂行されているかを確認すべきである。（意見）</u></p>	<p>（措置済）</p> <p>長崎県婚活サポートセンター運営事業の委託先に対し、令和元年度の委託業務完了報告書の作成において、事業改善に向けた統計データの分析やその検証結果、「お見合いシステム」の利用者アンケート結果やその分析などについての記載を求め、当課において事業目的の達成状況や改善点について確認しました。</p>	
p.89	こども未来課	<p>本業務委託の契約方法には、総合評価一般競争入札方式が採用されている。価格評価点と技術評価点の総合評価により落札業者を選定するものである。</p> <p>本業務委託には、落札業者の他にA社が応札していた。A社は結婚相談所の運営や婚活コンサルタント、地方自治体の結婚支援事業のサポートなどを手掛け、結婚支援業を専門とする業界大手の会社である。A社は技術評価点について落札業者よりも上回っていたが、価格評価点において落札業者を下回り、結果として今回の落札業者との契約に至っている。</p> <p>本委託業務の契約方法には問題はないが、結婚支援事業という業務委託においては、利用者に提供するサービスの内容やマッチングシステムの内容、専門的なノウハウなど、委託業務の内容面の充実が利用者数や成婚数の向上など一定の結果に直結するものであり、価格の安さを重視し過ぎると、期待した効果や結果が十分に得られない場合も生じうる類型である。</p> <p>高い技術力や専門性が求められる業務委託の契約においては、プロポーザル方式を採用したり、総合評価方式を採用する場合でも技術評価に比重を置くなど、契約方法の工夫を再検討することが望ましい。</p> <p><u>サービスの提供など委託業務の内容が重要視される委託契約においては、プロポーザル方式の採用や、総合評価方式で技術評価に比重を置くな</u> <u>ど、契約方法の工夫を再検討することが望ましい。（意見）</u></p>	<p>（措置済）</p> <p>県における結婚支援事業の経過や現状とともに、マッチングシステムの利用者数や成婚数などの事業効果等を踏まえながら、引き続き、契約方法の工夫について検証してまいります。</p>	
p.90	こども未来課	<p>本委託業務の委託料は、前金払により請求することができ（契約書3条1項）、交付を受けた委託料に余剰金が生じた時には返納しなければならない（契約書6条）とされている。</p> <p>本委託業務においては、平成30年7月20日に受託者である長崎県青少年県民会議から前金払請求書が出されており、これに基づき同年8月2日には委託料全額が支払われている。また、平成31年4月2日に、事業実績精算書及び積算書内訳が提出されており、その積算書内訳の記載によれば、余剰金が発生しておらず返納すべき委託料はないとされている。</p> <p>事業実績精算書及び積算書内訳には、実際に支出した際の領収証等の証憑書類の添付は求められていないため、かかる支出の裏付け等の確認をどのようにしたのか不明であることから、職員ヒアリングにおいて確認を行った。県としては、事業実績精算書及び積算書内訳が提出される前に、担当職員が支出の証憑書類の確認を行っており、適切な支出がなされていることを確認して、本件では返納すべき委託料はないと判断したとの回答があった。</p> <p>本委託業務契約のように、委託料全額の前金払が可能であり委託業務終了後に余剰金の精算を行うものについては証憑書類の添付を求めることが望ましいが、証憑書類の添付を求めずに職員によって確認するような場合には、少なくとも職員の確認報告書を添付するなど、適正な委託料支出の管理に努めるべきである。</p> <p><u>委託料の精算に関して特に証憑書類の添付を求めない場合には、確認した職員の確認報告書を添付するなどして、適正な委託料支出管理に努めることが望ましい。（意見）</u></p>	<p>（措置済）</p> <p>従来から職員による証憑書類の確認を行っていましたが、確認報告書を添付しておりませんでした。</p> <p>令和元年度から、確認した職員の確認報告書を添付し、適正な委託料の支出管理を行っております。</p> <p>今後は事務の適正な執行に努めてまいります。</p>	

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第10 水産部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.95	水産加工流通課	<p>本委託業務は、「長崎俵物」のPR活動等の実施を一般社団法人長崎県水産加工振興協会（以下「水産加工振興協会」という。）に委託をするものである。</p> <p>「長崎俵物」は、水産加工振興協会が設置した「俵物認定委員会」において、県が制定した「俵物認定基準」に基づいて審査を行い、水産加工振興協会が「長崎俵物」の認定を行うものとされている。「長崎俵物」に認定された後に、認定基準に適合した商品づくりが行われているかをチェックし、品質の維持を図っているのは水産加工振興協会である。このことから、「長崎俵物」の認定及び運営主体は、県ではなく水産加工振興協会であると考えられ、その「長崎俵物」のPR活動等は、認定主体である水産加工振興協会が本来行うべき活動であると考えられる。</p> <p>そのため、県が水産加工振興協会にPR活動を一括的に業務委託するという契約形態は、現状の運営構造と合致しているとは言いがたい。今後は、現状の運営構造と契約形態が整合的になるよう、契約形態の見直しや別の制度設計も検討してもらいたい。（意見）</p>	<p>（措置済）</p> <p>長崎俵物振興の役割分担は、当初から県は認定基準の管理、俵物PR等、協会は認定基準に基づく俵物の認定や管理となっており、本業務は県が実施する業務を協会に委託しているものです。</p> <p>よって本事業の運営構造と契約形態は合致していると考えていますが、意見をふまえ、同協会に委託していた事業の一部を、令和2年度は県が直接民間業者と契約するといった契約内容の見直しを行い、6月以降に事業を実施する予定です。</p>	
p.95	水産加工流通課	<p>本委託契約書によれば、受託者の請求により、必要と認められる金額については前金払うことができるとされている（契約書7条2項）。これに基づき、受託者から平成30年8月28日に400万円、平成31年1月28日に300万円、それぞれ前払請求書が提出され、県は速やかに前金払をしている。</p> <p>しかし、この前払請求書には金額しか記載されていないため、かかる前払金について契約書記載の「必要と認められる金額」であるか否かの判断が出来ない。ヒアリングによっても、かかる前払金についていかなる根拠に基づき「必要と認められる金額」であると判断したかについては明確な回答はなかった。それにも関わらず、県は前払請求書記載のとりの金額の支払いをしている。</p> <p>委託契約における報酬請求については、その委託契約の法的性質が民法上の請負契約であっても委任契約ないし準委任契約であっても、業務が完了し成果物の確認を行った後の支払いが原則的取り扱いと解すべきである。一定の場合に前払金による支払いを許容するのであれば、受託者に前金払請求の際にその必要性を疎明させ、県がその必要性を検討した結果を記録化した上で支出をするなど、適正な前金払いをすべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>令和元年12月に長崎県水産加工振興協会から前金払請求書が提出されましたが、監査の指摘を踏まえ、請求書に根拠資料も併せて提出させ、必要性を検討した結果を記録した上で支出をいたしました。今後も引き続き同様の対応を行ってまいります。</p>	
p.96	漁港漁場課	<p>本委託業務は、有明海及びその周辺海域の海面等の清掃を行い、流木など回収した廃棄物の処理を委託するものであり、沿海漁協の系統組織母体である長崎県漁業協同組合連合会との間で随意契約を結び、さらに各地域の漁業協同組合と再委託を行い、実際の清掃作業及び廃棄物処理を行うのは各地漁業協同組合である。</p> <p>実績報告書に添付されていた産業廃棄物管理伝票（マニフェスト）を確認すると、排出事業者欄には、作業を行った各地漁業協同組合名が記載されていた。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、排出事業者に関する定義はないが、同法3条の「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」との規定から、排出事業者はその事業活動に伴って廃棄物を排出した者と考えられる。本委託業務において記載された産業廃棄物管理伝票の排出事業者欄に、実際に作業を行った各地漁業協同組合名が記載されているのは、実際に清掃作業を行うなかで排出された廃棄物を処理した事業者であるからと考えられる。</p> <p>しかし、本委託業務は、平成2年度から行われている有明海沿岸4県で連携して行う一斉清掃事業として、県が主体となり流木等の処理を行うというものである。県が行うべき清掃事業を、各地域の漁業協同組合に再委託しているという本委託業務の構造から考えると、長崎県がその事業活動に伴い廃棄物を排出した者であるとも解釈できる。</p> <p>本委託業務における産業廃棄物処理にあたっては、排出事業者が誰であるか、事業主体・責任の有無などを考慮して再検討すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>本事業は本県が主体となり実施するものであり、その事業により排出される産業廃棄物は、県が責任を持って処理すべきものと判断します。</p> <p>よって、今回のご指摘に従い、令和2年度以降の事業実施については、産業廃棄物管理伝票の排出事業者欄を長崎県とし、責任の所在の明確化を図り、適切な事業の実施に努めてまいります。</p>	

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第11 農林部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.98	農産加工流通課	<p>本委託業務は、複数年継続して同一受託者と随意契約を締結している。 随意契約検討シートの記載を確認すると、本委託業務は国の補助金を財源としており精算が必要であることや、国からプランナー単価等が明示された相対業務が主であることから競争入札には適さないこと、事業者支援の継続の必要性や支援業務のノウハウを有しているのが受託者のみであることが理由とされている。 確かに、本委託事業には継続性や専門性が重要視されることが認められるが、受託者と同様の事業者団体が多数存在している状況で、今後も継続して同一受託者と随意契約を締結するのであれば、随意契約の適正さの担保として、これまで継続して業務委託をしてきた効果の検証等なども踏まえて、同一受託者との随意契約の必要性や相当性をより具体的に随意契約検討シートに記載することが望ましい。 複数年継続して同一受託者との随意契約を行う場合には、これまで継続して業務委託をしてきた効果の検証等なども踏まえて、同一受託者との随意契約の必要性や相当性をより具体的に随意契約検討シートに記載することが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済) 令和2年4月の契約から、随意契約の必要性や相当性をより具体的に随意契約検討シートに記載することに改めました。 今後、同一受託者と随意契約を行う場合には、委託業務の効果の検証等を踏まえ随意契約の必要性、相当性を十分に検討したうえで、契約締結することといたします。</p>	
p.100	林政課	<p>本委託業務は、委託業務完了後30日以内に、業務完了届に実施総括表等必要書類を添付して提出し、委託料に剰余金が生じた時には県に返納しなければならぬとされている(契約書7条)。本委託業務においても、業務完了届や必要書類等の報告書類が提出されている。 県は、本委託業務に関して、仕様書で定める報告書類の提出を確認している。また、県担当者においては、当該書類や現地検査等により業務の履行を確認している。 しかし、現地検査の状況写真及び検査者の確認印のある検査概要書類等の内容が不十分である。また、提出されている現金出納帳には日付の記載がないものが多数存在している他、視察報告書には工程表や参加者名が記載されておらず、報告書の内容も写真は添付されているものの視察内容の考察や検証等には何ら言及されていない。これらを全体として見ると、本委託業務の報告書としては不十分であると言わざるを得ない。 現金出納帳は剰余金の返納に関わり、視察報告書は本委託業務がその目的に沿って十分に遂行されたかを確認するために重要な書類である。 県は、業務完了報告を受けた際には、委託業務が仕様書及び契約書記載の委託の目的、契約内容に沿って業務が遂行されたか否かを正確に確認すべきであり、提出された会計書類や業務報告書の内容が不十分な場合には、受託者に対して適切に指導すべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済) 指摘を受けた後、提出されている現金出納帳を整理し、また、視察報告書については、詳細が確認できる書類の写しの提出を求め、受理いたしました。 今後は、会計書類等の作成については、受注者内部で十分な確認を行うよう指導するとともに、受理した業務報告書が不十分な場合は、指導を行うなど適正な事務に努めてまいります。</p>	
p.101	林政課	<p>本委託業務の委託料について、必要と認められる金額については、受託者の請求に基づき前金払により支払うものとされている(契約書5条)。 これに基づき、本委託契約が締結された平成30年4月2日から約2か月半後の同年6月に受託者より県に対して委託料の前払請求書が提出され、県は委託料の約3分の2に相当する金額の支払いをしている。 担当者は、過年度の実績等を基に、前払いの必要性について慎重に検討した上で、前払請求書記載のとおり支払いをしたようであるが、その検討内容は記録化されていない。そのため、前払いの必要性に関する検討内容を事後的に確認することができない。 委託契約における報酬請求については、その委託契約の法的性質が民法上の請負契約であっても委任契約ないし準委任契約であっても、業務が完了し成果物の確認を行った後の支払いが原則的取り扱いと解すべきである。一定の場合に前払金による支払いを許容するのであれば、過年度実績等だけでなく、受託者に前金払請求の際にその必要性を疎明させ、県がその必要性を検討した結果を記録化した上で支出することが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済) 令和2年度の委託業務から、前金払いについては、その必要性を精査することとし、契約書にも、その旨を明記いたしました。 今後は、前金払いの支出の際には、必要性を検討した結果を記録化し、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>	

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第12 土木部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.102	監理課	<p>本委託業務については、平成30年8月17日に前払金として3,675,000円が支払われているが、受託者は「委託料を前払金により請求することができる」ため(契約書3条2項)、契約金額を全額前払いにより請求することも可能な規定になっている。</p> <p>しかし、委託契約における報酬請求については、その法的性質が民法上の請負契約であっても委任契約ないし準委任契約であっても、業務が完了し成果物の確認を行った後の後払いが原則的取扱いであるし、一般論としても、受託者が業務完了前に破産するなど、履行不能となることもあり得るため、委託業務の完了前に過大な前払金を支払うことの高リスクは高い。したがって、<u>契約金額を全額前払いにより請求できる旨の規定については、前払いできる金額の上限を定める、あるいは、「前払いの必要性が認められるとき」などの条件を付けるなどして改めるべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>会計課より、当県における業務委託契約書の変更が示されましたが、当契約書には新たに、前払い金については必要と認められる額を支払う旨、定められております。</p> <p>当課としましても、令和2年度の委託契約において、当契約書に基づき、契約締結を行い、改善を図りました。</p>	
p.103	道路維持課	<p>本委託業務においては、平成19年度以降、財団法人長崎県建設技術研究センター(以下「ナーク」という。)との随意契約が続いており、平成30年度年も、ナークとの随意契約がなされている。</p> <p>県は、社会資本の品質確保を図るため、地方公共団体の支援等を目的に設立され、公正・中立・高度な守秘性を堅持しているナークと、多様な業務について随意契約を行っている。しかし、県内の民間企業においてもコンサルティング業務に習熟してきたことから、民間参入できる可能性がないかが検討されるようになり、平成21年3月30日付「ナーク委託業務の見直しについて(通知)」(20建企第888号)が出された。同通知において、民間に発注できる業務は民間に発注することを基本とし、ナークに発注する業務は、その業務内容から民間が履行できず、かつ、ナークのみが履行可能な業務に限定するとの見直しがされたが、民間へ発注する業務は、環境調査業務などの一部にとどまり、監督補助業務をはじめとする多くの業務については、引き続き、ナークへ発注することとされた。</p> <p>その後、平成24年度より民間業者数が多い長崎振興局内のみを対象として、工事監督支援業務、品質管理業務についても、競争入札を試行的に行うこととなり、この試行は継続して実施されている(平成25年3月15日付「工事監督支援業務・品質検査業務の競争入札の試行の継続について(通知)」(24建企第610号)、平成27年3月26日付「工事監督支援業務・品質検査業務の競争入札の試行の継続について(通知)」(26建企第623号)、平成29年4月11日付「工事監督支援業務・品質検査業務の競争入札の試行の継続について(通知)」(29建企第24号))。</p> <p>競争入札試行の検証については、平成28年度にアンケートを実施し、担当技術者の経験年数により現場の指導監督能力に偏りが生じていることが問題とされたことから、平成29年度以降は、担当技術者の要件に実務経験年数が追加されており、今後も更に検証を深めていくべきである。もっとも、競争入札の試行は、平成24年度から開始し既に7年目を迎えている。試行期間が徒に長期化するの望ましくないことから、試行開始から10年となる令和4年度を目途に一定の結論を出すべきである。</p> <p>したがって、「<u>ナーク委託業務の見直しについて(通知)」(20建企第888号)に基づき競争入札の試行を行っている業務については、今後も試行の検証を深め、令和4年度を目途に、民間への移行の可否について、一定の結論を出すべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>(措置未済)</p> <p>現在競争入札試行を行っている業務の、民間への移行の可否については、現在もなお、検討中であり、</p>	<p>今後とも、競争入札の試行を行っている業務の民間への移行の可否については、試行の検証及び部内での協議を重ね、令和4年度を目途に、結論付けてまいります。</p>
p.104	道路維持課	<p>随意契約検討シートには、本委託業務をナークとの随意契約とした理由につき、「本委託業務が民間へ再就職したOBボランティアの協力を必要とするものであり、県内では、ナークのみがOBボランティアの参加できる機関だからである」と記載されている。しかし、本委託業務の内容をみるかぎり、上記全ての業務を不可分一体のものとしてナークに委託しなければならない理由はないはずであるし、また、民間委託の場合に県職員OBボランティアが参加できない理由も明らかとは言えない。</p> <p>したがって、本委託業務については、今後、業務を分けて委託できないかといった仕様の見直しを行って競争入札への移行を進めるべきであり、仕様見直しを検討した結果、見直しが困難であるとしてナークと随意契約を継続する必要があるとの判断に至った場合には、随意契約とした理由にその旨を具体的に記載すべきである。</p> <p>本委託業務については、今後、仕様の見直しによる競争入札への移行を進めるべきであり、見直しが困難であるとしてナークとの随意契約を継続する場合には、随意契約とした理由に見直しが困難な事情も具体的に記載すべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済)</p> <p>本業務について、民間への移行が可能か、業務内容を個別に確認しましたが、業務内容から民間の履行が出来ず、かつ、ナークのみが履行可能な業務と判断し、業務仕様書及び随意契約理由書について、ナークのみが履行可能である業務であることを具体的に記載をすることとしました。</p>	
p.105	建設企画課	<p>「第14県央振興局」で挙げた「29地改第2-28号 一般県道諫早外環状線道路改良工事(監督補助業務委託その2)」、「第16県北振興局」で挙げた「30総地改第15-3号 主)平戸田平線道路改良工事(監督補助業務委託)」は、いずれもナークとの随意契約である。これらの監督補助業務委託の随意契約検討シートは土木部が作成しているが、同シートに記載された随意契約とした理由は、いずれの業務委託も全く同じ内容である。</p> <p>ナークでなければ受託できない業務かどうかは、地理的条件や技術を有する事業者の有無などの要因で異なる場合があると考えられる。</p> <p>したがって、<u>ナークと随意契約を行うかどうかは、所管部局が契約ごとに個別に検討し、検討の結果、ナークと随意契約を行うとの判断に至った場合には、その理由を随意契約検討シートに具体的に記載すべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>令和2年3月1日以降起工する監督補助業務において、ナーク発注と民間発注で担当技術者に求める要件が異なっていたことから、仕様書等を見直しました。</p> <p>また、随意契約する理由については、所管部局が個別の契約ごとにその理由を具体的に記載するよう部内所属に対し、周知を図りました。</p>	
p.106	砂防課	<p>本件指名競争入札では、指名業者は10社であったが、そのうち6社は辞退するに至っている。半数以上の指名業者が辞退した理由は明らかではないが、本件指名競争入札は、入札執行通知から入札執行まで2週間程度、入札執行から業務開始までは6日である。</p> <p>指名競争入札は、本来であれば、指名業者間での自由な競争が実現されるはずだが、このようなタイトなスケジュールであれば、業務としての採算性、人員確保などを含めた業務遂行可能性などを検討するだけの時間的余裕がなく、そのために入札参加を辞退する可能性も、一般論としては、否定はできない。</p> <p>したがって、<u>指名競争入札の競争性をより高める方法の1つとして、入札執行通知の時期を早めることが可能なものについては、そのような配慮をすることが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>入札執行通知の時期については、長崎県財務規則第93条に規定される、一般競争入札の公告期間を参照し、期間を設定いたしました。当該契約は単年度限りの委託契約でありましたが、今後同様の委託事業を行う際、応札者が少ない等があらかじめ想定される場合には、ご意見の内容を含め幅広く検討を行ってまいります。</p>	
p.107	住宅課	<p>県は、本件一般競争入札では、県内8者が入札参加すると想定していたが、実際に入札参加者は2者のみであった。入札参加者が2者にとどまった理由は明らかではないが、本件一般競争入札は、公告から入札執行まで15日、入札執行から業務開始までは5日である。</p> <p>一般競争入札のメリットは、公正性と機会均等性にあるとされているが、このようなタイトなスケジュールであれば、業務としての採算性、人員確保などを含めた業務遂行可能性などを検討するだけの時間的余裕がなく、そのために入札参加を躊躇してしまう可能性は否定できない。</p> <p>したがって、<u>一般競争入札を行うにあたっては、入札参加の検討期間や業務遂行の準備期間等を確保し、競争参加者が入札参加しやすくなるよう、公告時期や入札執行時期等に可能な限り配慮することが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>今後、一般競争入札を行うにあたっては、入札参加の検討期間や業務遂行の準備期間等を考慮し、競争参加者が入札参加しやすくなるよう、公告時期や入札執行時期等に可能な限り配慮に努めてまいります。</p>	

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第13 長崎振興局

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.109	河川課	<p>本委託契約については、平成24年度、平成25年度において、一般競争入札における1者応札によって、同一の受託者が落札している。平成26年度には、(その1)と(その2)に業務を分けず、3年契約として一般競争入札が行われ、平成29年度、令和元年度には、(その1)と(その2)に分けそれぞれ3年契約として一般競争入札が行われているが、平成24年度以降、同一の受託者による1者応札が続いている。</p> <p>このように、本委託業務は、平成26年度をもって、一般競争入札において直近3年間で連続して1者応札となっているため、平成29年度は、仕様等の見直しや随意契約への移行を検討すべきであった。具体的には、出納局会計課長名で発せられた平成26年11月14日付「1者応札への対応について」(26会第68号)に従い、参入障壁となり得る事情がないかを検討し、参入障壁となり得る仕様等の見直しができるのであれば、仕様等を見直した上で引き続き競争入札を実施する。仕様等の見直しが困難であれば、随意契約に移行することを検討すべきことになる。</p> <p>この点、担当課は、平成24年度に、本業務を受託する河川コンサルタント業者に対してアンケートを実施し、単年度契約であることから次年度以降の契約が保証されず人材の安定的確保が困難、自社にダム管理技術者及びダム担当技術者の資格要件を満たす人材がいない等の意見を複数業者から得た。そこで、平成25年度までは単年度契約であったが、平成26年度からは3年契約に変更した。また、平成29年度は、対象のダムのうち長崎市に近接している2箇所を分離し、2個の契約に分けて入札を実施したり、ダム担当技術者の資格要件として一定の実務経験を有する者という要件を追加したりした。しかし、いずれの契約においても1者応札は解消されていない。</p> <p>本業務では、警戒体制時には技術者を含め、16名の人員配置が必要となるため、業務開始への準備の負担が相当に大きいことが予想される。しかるに、本委託契約では公告日が平成29年2月24日、入札執行日が同年3月23日、業務開始日が同年4月1日で3年間の業務期間である。</p> <p>一般競争入札のメリットは、公正性と機会均等性にあるとされているが、このようなタイトなスケジュールであれば、業務としての採算性、人員確保などを含めた業務遂行可能性などを検討するだけの時間的余裕がなく、そのために入札参加を躊躇してしまう可能性は否定できない。本件のように、継続的に行っている委託業務で、かつ、1者応札が続いている場合には、特に、スケジュール的な要因が参入障壁となっている可能性も否定できない。したがって、一般競争入札を行うにあたっては、入札参加の検討期間や業務遂行の準備期間等を確保し、競争参加者が入札参加しやすくなるよう、公告時期、入札執行時期を見直すことが考えられる。</p> <p>また、本委託契約の受託者は、同様に1者応札の契約である下記(3)の受託者と同一のNPO法人であることから、参入障壁の存在が推測されるところである。</p> <p>本委託契約においては、仕様等の見直しを行っても1者応札が解消されていないのであるから、さらに仕様等の見直しに取り組み、それでも数年間1者応札が解消されない場合には、随意契約への移行に向けた取り組みを行うべきである。</p> <p><u>本委託契約については、「1者応札への対応について」(26会第68号)に従い、参入障壁となりうる公告時期、入札執行時期、仕様等の見直しをさらに継続して行うべきであり、それらの継続的な見直しを行っても1者応札が解消されない状態が数年間継続した場合には、随意契約への移行に向けた取り組みを行うべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>(措置未済)</p> <p>令和元年度には(その1)(その2)に分け、それまで年度末に実施していた入札執行時期を同年9月24日、業務開始日を同年10月1日とし、3年契約として一般競争入札を行った結果、同一の受託者による1者応札が続いています。</p>	<p>次回の業務委託発注を予定している令和4年度において、1者応札が解消されるよう、今回ご指摘がありました、参入障壁となりうる公告時期、入札執行時期、仕様等の見直しについて検討し実施します。これらの見直しを行っても1者応札が解消されない場合には、随意契約の移行についても検討し対応します。</p>
p.110	河川課	<p>本委託契約については、平成24年度、平成25年度において、一般競争入札における1者応札によって、同一の受託者が落札している。平成26年度には、(その1)と(その2)に業務を分けず、3年契約として一般競争入札が行われ、平成29年度、令和元年度には、(その1)と(その2)に分けそれぞれ3年契約として一般競争入札が行われているが、平成24年度以降、同一の受託者による1者応札が続いている。</p> <p>このように、本委託業務は、平成26年度をもって、一般競争入札において直近3年間で連続して1者応札となっているため、平成29年度は、仕様等の見直しや随意契約への移行を検討すべきであった。具体的には、出納局会計課長名で発せられた平成26年11月14日付「1者応札への対応について」(26会第68号)に従い、参入障壁となり得る事情がないかを検討し、参入障壁となり得る仕様等の見直しができるのであれば、仕様等を見直した上で引き続き競争入札を実施する。仕様等の見直しが困難であれば、随意契約に移行することを検討すべきことになる。</p> <p>この点、担当課は、平成24年度に、本業務を受託する河川コンサルタント業者に対してアンケートを実施し、単年度契約であることから次年度以降の契約が保証されず人材の安定的確保が困難、自社にダム管理技術者及びダム担当技術者の資格要件を満たす人材がいない等の意見を複数業者から得た。そこで、平成25年度までは単年度契約であったが、平成26年度からは3年契約に変更した。また、平成29年度は、対象のダムのうち長崎市に近接している2箇所を分離し、2個の契約に分けて入札を実施したり、ダム担当技術者の資格要件として一定の実務経験を有する者という要件を追加したりした。しかし、いずれの契約においても1者応札は解消されていない。</p> <p>本業務では、警戒体制時には技術者を含め、16名の人員配置が必要となるため、業務開始への準備の負担が相当に大きいことが予想される。しかるに、本委託契約では公告日が平成29年2月24日、入札執行日が同年3月23日、業務開始日が同年4月1日で3年間の業務期間である。</p> <p>一般競争入札のメリットは、公正性と機会均等性にあるとされているが、このようなタイトなスケジュールであれば、業務としての採算性、人員確保などを含めた業務遂行可能性などを検討するだけの時間的余裕がなく、そのために入札参加を躊躇してしまう可能性は否定できない。本件のように、継続的に行っている委託業務で、かつ、1者応札が続いている場合には、特に、スケジュール的な要因が参入障壁となっている可能性も否定できない。したがって、一般競争入札を行うにあたっては、入札参加の検討期間や業務遂行の準備期間等を確保し、競争参加者が入札参加しやすくなるよう、公告時期、入札執行時期を見直すことが考えられる。</p> <p>また、本委託契約の受託者は、同様に1者応札の契約である下記(3)の受託者と同一のNPO法人であることから、参入障壁の存在が推測されるところである。</p> <p>本委託契約においては、仕様等の見直しを行っても1者応札が解消されていないのであるから、さらに仕様等の見直しに取り組み、それでも数年間1者応札が解消されない場合には、随意契約への移行に向けた取り組みを行うべきである。</p> <p><u>本委託契約については、「1者応札への対応について」(26会第68号)に従い、参入障壁となりうる公告時期、入札執行時期、仕様等の見直しをさらに継続して行うべきであり、それらの継続的な見直しを行っても1者応札が解消されない状態が数年間継続した場合には、随意契約への移行に向けた取り組みを行うべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>(措置未済)</p> <p>令和元年度には(その1)(その2)に分け、それまで年度末に実施していた入札執行時期を同年9月24日、業務開始日を同年10月1日とし、3年契約として一般競争入札を行った結果、(その2)において2者から競争参加資格の申請が出されました。審査の結果、1者が失格となり、1者での応札が行われました。</p>	<p>次回の業務委託発注を予定している令和4年度において、1者応札が解消されるよう、今回ご指摘がありました、参入障壁となりうる公告時期、入札執行時期、仕様等の見直しについて検討し実施します。これらの見直しを行っても1者応札が解消されない場合には、随意契約の移行についても検討し対応します。</p>

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第13 長崎振興局

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.111	河川課	<p>本委託契約の入札では、計3回の入札が行われたが、予定価格以下の入札がなく、1者見積による随意契約で受託者が決定している。しかし、入札結果一覧表には、第1回、第2回の入札金額、及び最終的な見積金額は記載されているが、3回目の入札の記載が省略されている。担当者の説明によれば、入札結果一覧表には3回目の入札を記載する欄が足りなかったからとのことであるが、3回目の入札の実施及びその結果も、公表すべき重要な情報なので省略すべきではない。 <u>入札が3回あり、落札されず随意契約に移行した場合でも、その経過を入札結果一覧表に正確に反映させるべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>(措置済) 本来、入札結果は応札回数に応じた金額のすべてを公表する必要がありますが、28年度当時の長崎県公共事業技術情報システムでは、入札回数2回までしか対応できておらず、途中経過を省略して公表してしまったものです。 なお、30年度からは、3回入札が行われる場合においても表示がなされるよう当システムの改修がなされております。</p>	
p.111	道路維持課	<p>本受託業務に関しては、一件記録に産業廃棄物のマニフェストは添付されておらず、県は、産業廃棄物排出事業者は受託業者であると認識している。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、排出事業者に関する定義はないが、同法3条の「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」との規定から、排出事業者はその事業活動に伴って廃棄物を排出した者と考えられる。 この点、現在は廃止されたようであるが、環境省の過去の通知には、以下のようなものがある。</p> <p>昭和五七年六月一四日 環産第二一号 (清掃後の産業廃棄物) 問14 清掃業者が事業場の清掃を行った後に生ずる産業廃棄物について、その排出者は清掃業者であると解してよいか。 答 当該産業廃棄物の排出者は事業場の設置者又は管理者である。清掃業者は清掃する前から事業場に発生していた産業廃棄物を一定の場所に集中させる行為をしたにすぎず、清掃業者が産業廃棄物を発生させたものではない。 また、現在の大阪府のホームページには、以下のQ&Aが掲載されており、道路清掃に関し、上記通知と同様の見解を採用している。 Q8 道路清掃に伴う産業廃棄物の排出事業者は、清掃業務を受託した業者か発注した道路管理者か？ A8 道路管理者が排出事業者となります。 清掃業務において生ずる産業廃棄物は、清掃業者が産業廃棄物を発生させたものではなく、清掃する前から発生していた産業廃棄物を一定の場所に集積させる行為をしたに過ぎないため、清掃委託をした事業者(道路管理者)が排出事業者となります。 従って、道路清掃に伴う産業廃棄物を当該道路から離れた場所にある道路管理者の保管選別施設や処分業者の施設まで運搬する場合において、当該清掃業者に運搬を委託する場合には、廃棄物処理法の委託基準が適用されます。 県内の国道・県道の道路管理者が県であることに疑いはない。とすれば、道路清掃において発生した産業廃棄物の排出事業者は県であると解すべきである。 <u>本委託業務における産業廃棄物処理にあたっては、県が排出事業者として対応すべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>(措置済) ご指摘について、本庁道路維持課を通じ廃棄物対策課に確認を行った結果、「路面清掃で収集するゴミは、清掃する前から発生していた廃棄物を、一定の場所に集中させる行為をしたにすぎないことから、ゴミの排出事業者は道路管理者である。」との回答を得ました。以上を踏まえて、令和2年度業務については、搬出事業者として、県をマニフェストの搬出事業者の欄に明記し、マニフェストの保管を行い、廃棄物の処理を行っております。</p>	
p.113	道路維持課	<p>本受託業務に関しては、一件記録に産業廃棄物のマニフェストは添付されておらず、県は、産業廃棄物排出事業者は受託業者であると認識している。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、排出事業者に関する定義はないが、同法3条の「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」との規定から、排出事業者はその事業活動に伴って廃棄物を排出した者と考えられる。 この点、現在は廃止されたようであるが、環境省の過去の通知には、以下のようなものがある。</p> <p>昭和五七年六月一四日 環産第二一号 (清掃後の産業廃棄物) 問14 清掃業者が事業場の清掃を行った後に生ずる産業廃棄物について、その排出者は清掃業者であると解してよいか。 答 当該産業廃棄物の排出者は事業場の設置者又は管理者である。清掃業者は清掃する前から事業場に発生していた産業廃棄物を一定の場所に集中させる行為をしたにすぎず、清掃業者が産業廃棄物を発生させたものではない。 また、現在の大阪府のホームページには、以下のQ&Aが掲載されており、道路清掃に関し、上記通知と同様の見解を採用している。 Q8 道路清掃に伴う産業廃棄物の排出事業者は、清掃業務を受託した業者か発注した道路管理者か？ A8 道路管理者が排出事業者となります。 清掃業務において生ずる産業廃棄物は、清掃業者が産業廃棄物を発生させたものではなく、清掃する前から発生していた産業廃棄物を一定の場所に集積させる行為をしたに過ぎないため、清掃委託をした事業者(道路管理者)が排出事業者となります。 従って、道路清掃に伴う産業廃棄物を当該道路から離れた場所にある道路管理者の保管選別施設や処分業者の施設まで運搬する場合において、当該清掃業者に運搬を委託する場合には、廃棄物処理法の委託基準が適用されます。 県内の国道・県道の道路管理者が県であることに疑いはない。とすれば、道路清掃において発生した産業廃棄物の排出事業者は県であると解すべきである。 <u>本委託業務における産業廃棄物処理にあたっては、県が排出事業者として対応すべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>(措置済) ご指摘について、本庁道路維持課を通じ廃棄物対策課に確認を行った結果、「路面清掃で収集するゴミは、清掃する前から発生していた廃棄物を、一定の場所に集中させる行為をしたにすぎないことから、ゴミの排出事業者は道路管理者である。」との回答を得ました。以上を踏まえて、令和2年度業務については、搬出事業者として、県をマニフェストの搬出事業者の欄に明記し、マニフェストの保管を行い、廃棄物の処理を行っております。</p>	
p.113	道路維持課	<p>本委託契約では、契約の増額変更が1回行われている。契約同の変更理由には、地元要望への対応という旨が記載されているのみで、いつ誰からのような要望があったのか、清掃前の道路の状態がどのようなものであったのかなどは全く記録に残っておらず、担当者も記憶していない。記録上、契約変更が妥当であったのかを検討することができない。 <u>契約変更、特に増額変更であるのならば、変更理由を具体的に記録に残しておくのが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済) ご意見について、道路維持課内で協議した結果、地元要望や追加となる事象が発生した場合、内容について記録簿を整理し、変更内容を明確にするよう取り決めました。平成31年度業務において、ご意見のような事例は生じておりません。</p>	

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第13 長崎振興局

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.113	道路維持課	当初契約の特記仕様書に浄化槽の清掃業務が含まれていなかったため、契約期間の途中で追加発注して変更契約を結び、委託料を追加支出している。 しかし、県には、浄化槽管理者として、浄化槽法10条により「環境省令で定めるところにより、毎年一回……浄化槽の清掃をしなければならない」と浄化槽の清掃義務が課されているのであるから、当初契約の段階において浄化槽の清掃業務も盛り込んでおくべきである。 <u>県が浄化槽の保守点検等を委託する契約には、浄化槽の清掃業務も盛り込んでおくべきである。(指摘事項)</u>	(措置済) ご指摘について、保守点検等について当初から盛り込み発注を行うことが賢明と考えられますが、浄化槽清掃許可業者は清掃の担当地区が決まっており、琴海パーキングの浄化槽が設置されている琴海地区の登録業者は2社だけとなっているため、入札参加業者が限られ機会均等性が確保されないと考え、当初は盛り込まず追加で対応しておりました。 しかしながら、浄化槽法で定められ、当初から行うことが義務付けられているため、令和2年度業務からは、「清掃業務」と「浄化槽の保守点検等業務」に分け、それぞれ契約を行い対応いたします。	
p.114	道路維持課	県は、上記のとおり契約期間の途中で、受託者に対し、浄化槽の清掃業務を追加発注しているが、かかる清掃業務について実施報告書の提出を受けていない。 浄化槽の保守点検業務等については、特記仕様書において、実施報告書の提出を求め、提出された実施報告書を検査し正当であると確認されることが、委託料の支払条件となっている。 そうであるならば、追加発注した浄化槽の清掃業務についても、保守点検業務等と同様に、受託者に対し実施報告書の提出を求めて検査を行い、その正当性を確認した上で、委託料の支払いを行うべきである。 <u>県は、委託業務を追加発注した場合には、追加業務についても、当初より発注している業務と同様に、実施報告書の提出を求めるなどし、成果の検査を行った上で委託料の支払いを行うべきである。(指摘事項)</u>	(措置済) ご指摘内容について、令和元年度業務は、浄化槽清掃業務を別発注しており、その業務において実施報告を受け確認を行っています。令和2年度業務についても、浄化槽清掃業務を切り離して、別業務にて許可業者と別契約を行い、実施報告書の提出を求め、成果検査を行った上で委託料の支払いを行うよう対応いたします。	
p.114	道路維持課	浄化槽法8条及び9条において、浄化槽の保守点検及び清掃は「技術上の基準に従って行わなければならない」とされており、県は、受託者が管理技術者の決定を通知する際、同技術者の履歴書を提出するよう求めている。 しかし、上記のとおり、浄化槽法が保守点検及び清掃について技術上の基準に従うよう義務づけていることからすると、管理技術者の決定通知を受ける際には、履歴書の提出だけでなく、資格証明証等の写しの提出も求めることが望ましい。 <u>県は、委託業務に一定の技術水準や資格を要する場合には、管理技術者の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明証等の写しの提出も求めるのが望ましい。(意見)</u>	(措置未済) 令和2年度発注業務からは、清掃業のみとし、浄化槽の保守点検等業務は切り離し、別業務にて許可業者と別契約を行い対応しております。 指名競争入札の入札参加資格の申請書類としては、資格証明書等の提出を求めておりません。	契約時に提出する「管理技術者通知書及び照査技術者通知書」については、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明証等の写しの提出も求める様、見直す方向で進めています。
p.114	道路維持課	受託者が提出している浄化槽の保守点検実施報告書に、管理技術者の記名しかなく、署名や押印がなされていない。 上記のとおり、浄化槽法が保守点検及び清掃について技術上の基準に従うよう義務づけていることからすると、 <u>実施報告書には、管理技術者の責任において行われていることが確認できるよう、少なくとも押印を求めることが望ましい。(意見)</u>	(措置済) ご意見を受け、維持補修班内でご意見内容について周知しております。 令和2年度発注業務からは、清掃業務のみとし、浄化槽の保守点検等業務は切り離し、別業務にて許可業者と別契約を行っております。別業務において、保守点検実施報告書に押印を求めるよう対応して参ります。	
p.115	道路維持課	契約期間中に7回にわたりトイレ内の便器が詰まり、その都度、受託者と県担当職員が業務打ち合わせを行って、詰まりの解消業務を行っている。 詰まり解消業務に関する委託料は、業務打ち合わせ毎に受託者より見積書の提出を受けておき、年度末に7回分まとめて変更契約を行い支出している。 しかしながら、かかる見積書には作成年月日が記載されておらず、また、業務内容の記載においても日時や実施箇所(どの便器か)などが特定されていない。そのため、受託者が何時、何処の便器詰まり解消業務につき、委託料金額を見積り提示したのが不明である。 <u>県は、追加業務等に関し、受託者から見積書の提出を受ける際は、作成年月日や業務内容の記載において、見積もり対象となる業務を特定するよう求めるべきである。(指摘事項)</u>	(措置済) ご指摘を受け、維持補修班内でご指摘の内容について周知しております。 令和元年度業務は、打ち合わせ簿にて見積もり対象となる業務を特定できる内容で提出を受け処理しています。令和2年度以降の業務においても、提出される見積書には、作成年月日および見積対象業務を記載するよう求めて参ります。	

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第13 長崎振興局

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.115	道路維持課	<p>提示する問題点は、(7)から(12)までの精霊流し路面清掃業務委託に共通するものである。</p> <p>いずれの契約も、ここ数年、1回目の入札において最低制限価格で落札されている。最低制限価格で入札した業者が複数あり、抽選で決定した契約も複数ある。もっとも、清掃業務の最低制限価格は予定価格の9割とされていたことから、それ自体は特に問題があるとは思われない。</p> <p>問題は、いずれの契約においても、少なくともここ数年間は指名競争入札が選択されているところである。契約伺によるとその理由は、地方自治法施行令167条1号「工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。」にあたるというものである。</p> <p>この点、平成21年4月長崎県出納局作成の「入札・契約事務マニュアル(新改訂版)」12頁には、地方自治法施行令167条1号により指名競争入札ができる場合の例として「特殊な技術を要する工事の請負」が挙げられている。</p> <p>本委託契約は、人力による清掃作業であるので、特殊な技術・技能等が必要な業務ではない。</p> <p>ところで、(7)～(12)の契約において、指名業者は全て長崎市内に所在する業者である。長崎の伝統行事に関連する業務であるから長崎市の業者を対象に指名入札にしているという面もあるかもしれない。しかし、長崎市の業者を選定したいのであれば、制限付一般競争入札を選択する方法もある。</p> <p>また、ここ数年、指名業者の入れ替わりは少なく、特定の業者に固定化し、一般競争入札に比べ、機会均等性が失われている恐れも否定できない。</p> <p>以上より、一般競争入札への移行を検討すべきである。</p> <p><u>本委託契約については、機会均等性を確保する等のため、指名競争入札から一般競争入札への移行を検討すべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>ご指摘を受け、本庁道路維持課および他出先機関へ相談し、局内で協議した結果、機会均等性をより確保することを目的とし、令和2年度は、一般競争入札へ移行いたしました。</p>	
p.116	道路維持課	<p>提示する問題点は、(7)から(12)までの精霊流し路面清掃業務委託に共通するものである。</p> <p>いずれの契約も、ここ数年、1回目の入札において最低制限価格で落札されている。最低制限価格で入札した業者が複数あり、抽選で決定した契約も複数ある。もっとも、清掃業務の最低制限価格は予定価格の9割とされていたことから、それ自体は特に問題があるとは思われない。</p> <p>問題は、いずれの契約においても、少なくともここ数年間は指名競争入札が選択されているところである。契約伺によるとその理由は、地方自治法施行令167条1号「工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。」にあたるというものである。</p> <p>この点、平成21年4月長崎県出納局作成の「入札・契約事務マニュアル(新改訂版)」12頁には、地方自治法施行令167条1号により指名競争入札ができる場合の例として「特殊な技術を要する工事の請負」が挙げられている。</p> <p>本委託契約は、人力による清掃作業であるので、特殊な技術・技能等が必要な業務ではない。</p> <p>ところで、(7)～(12)の契約において、指名業者は全て長崎市内に所在する業者である。長崎の伝統行事に関連する業務であるから長崎市の業者を対象に指名入札にしているという面もあるかもしれない。しかし、長崎市の業者を選定したいのであれば、制限付一般競争入札を選択する方法もある。</p> <p>また、ここ数年、指名業者の入れ替わりは少なく、特定の業者に固定化し、一般競争入札に比べ、機会均等性が失われている恐れも否定できない。</p> <p>以上より、一般競争入札への移行を検討すべきである。</p> <p><u>本委託契約については、機会均等性を確保する等のため、指名競争入札から一般競争入札への移行を検討すべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>ご指摘を受け、本庁道路維持課および他出先機関へ相談し、局内で協議した結果、機会均等性をより確保することを目的とし、令和2年度は、一般競争入札へ移行いたしました。</p>	
p.116	道路維持課	<p>提示する問題点は、(7)から(12)までの精霊流し路面清掃業務委託に共通するものである。</p> <p>いずれの契約も、ここ数年、1回目の入札において最低制限価格で落札されている。最低制限価格で入札した業者が複数あり、抽選で決定した契約も複数ある。もっとも、清掃業務の最低制限価格は予定価格の9割とされていたことから、それ自体は特に問題があるとは思われない。</p> <p>問題は、いずれの契約においても、少なくともここ数年間は指名競争入札が選択されているところである。契約伺によるとその理由は、地方自治法施行令167条1号「工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。」にあたるというものである。</p> <p>この点、平成21年4月長崎県出納局作成の「入札・契約事務マニュアル(新改訂版)」12頁には、地方自治法施行令167条1号により指名競争入札ができる場合の例として「特殊な技術を要する工事の請負」が挙げられている。</p> <p>本委託契約は、人力による清掃作業であるので、特殊な技術・技能等が必要な業務ではない。</p> <p>ところで、(7)～(12)の契約において、指名業者は全て長崎市内に所在する業者である。長崎の伝統行事に関連する業務であるから長崎市の業者を対象に指名入札にしているという面もあるかもしれない。しかし、長崎市の業者を選定したいのであれば、制限付一般競争入札を選択する方法もある。</p> <p>また、ここ数年、指名業者の入れ替わりは少なく、特定の業者に固定化し、一般競争入札に比べ、機会均等性が失われている恐れも否定できない。</p> <p>以上より、一般競争入札への移行を検討すべきである。</p> <p><u>本委託契約については、機会均等性を確保する等のため、指名競争入札から一般競争入札への移行を検討すべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>ご指摘を受け、本庁道路維持課および他出先機関へ相談し、局内で協議した結果、機会均等性をより確保することを目的とし、令和2年度は、一般競争入札へ移行いたしました。</p>	

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第13 長崎振興局

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.117	道路維持課	<p>提示する問題点は、(7)から(12)までの精霊流し路面清掃業務委託に共通するものである。いずれの契約も、ここ数年、1回目の入札において最低制限価格で落札されている。最低制限価格で入札した業者が複数あり、抽選で決定した契約も複数ある。もっとも、清掃業務の最低制限価格は予定価格の9割とされていたことから、それ自体は特に問題があるとは思われない。問題は、いずれの契約においても、少なくともここ数年間は指名競争入札が選択されているところである。契約伺によるとその理由は、地方自治法施行令167条1号「工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。」にあたるというものである。</p> <p>この点、平成21年4月長崎県出納局作成の「入札・契約事務マニュアル(新改訂版)」12頁には、地方自治法施行令167条1号により指名競争入札ができる場合の例として「特殊な技術を要する工事の請負」が挙げられている。</p> <p>本委託契約は、人力による清掃作業であるので、特殊な技術・技能等が必要な業務ではない。</p> <p>ところで、(7)～(12)の契約において、指名業者は全て長崎市内に所在する業者である。長崎の伝統行事に関連する業務であるから長崎市の業者を対象に指名入札にしているという面もあるかもしれない。しかし、長崎市の業者を選定したいのであれば、制限付一般競争入札を選択する方法もある。</p> <p>また、ここ数年、指名業者の入れ替わりは少なく、特定の業者に固定化し、一般競争入札に比べ、機会均等性が失われている恐れも否定できない。</p> <p>以上より、一般競争入札への移行を検討すべきである。</p> <p><u>本委託契約については、機会均等性を確保する等のため、指名競争入札から一般競争入札への移行を検討すべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>ご指摘を受け、本庁道路維持課および他出先機関へ相談し、局内で協議した結果、機会均等性をより確保することを目的とし、令和2年度は、一般競争入札へ移行いたしました。</p>	
p.117	道路維持課	<p>提示する問題点は、(7)から(12)までの精霊流し路面清掃業務委託に共通するものである。いずれの契約も、ここ数年、1回目の入札において最低制限価格で落札されている。最低制限価格で入札した業者が複数あり、抽選で決定した契約も複数ある。もっとも、清掃業務の最低制限価格は予定価格の9割とされていたことから、それ自体は特に問題があるとは思われない。問題は、いずれの契約においても、少なくともここ数年間は指名競争入札が選択されているところである。契約伺によるとその理由は、地方自治法施行令167条1号「工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。」にあたるというものである。</p> <p>この点、平成21年4月長崎県出納局作成の「入札・契約事務マニュアル(新改訂版)」12頁には、地方自治法施行令167条1号により指名競争入札ができる場合の例として「特殊な技術を要する工事の請負」が挙げられている。</p> <p>本委託契約は、人力による清掃作業であるので、特殊な技術・技能等が必要な業務ではない。</p> <p>ところで、(7)～(12)の契約において、指名業者は全て長崎市内に所在する業者である。長崎の伝統行事に関連する業務であるから長崎市の業者を対象に指名入札にしているという面もあるかもしれない。しかし、長崎市の業者を選定したいのであれば、制限付一般競争入札を選択する方法もある。</p> <p>また、ここ数年、指名業者の入れ替わりは少なく、特定の業者に固定化し、一般競争入札に比べ、機会均等性が失われている恐れも否定できない。</p> <p>以上より、一般競争入札への移行を検討すべきである。</p> <p><u>本委託契約については、機会均等性を確保する等のため、指名競争入札から一般競争入札への移行を検討すべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>ご指摘を受け、本庁道路維持課および他出先機関へ相談し、局内で協議した結果、機会均等性をより確保することを目的とし、令和2年度は、一般競争入札へ移行いたしました。</p>	
p.117	道路維持課	<p>提示する問題点は、(7)から(12)までの精霊流し路面清掃業務委託に共通するものである。いずれの契約も、ここ数年、1回目の入札において最低制限価格で落札されている。最低制限価格で入札した業者が複数あり、抽選で決定した契約も複数ある。もっとも、清掃業務の最低制限価格は予定価格の9割とされていたことから、それ自体は特に問題があるとは思われない。問題は、いずれの契約においても、少なくともここ数年間は指名競争入札が選択されているところである。契約伺によるとその理由は、地方自治法施行令167条1号「工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。」にあたるというものである。</p> <p>この点、平成21年4月長崎県出納局作成の「入札・契約事務マニュアル(新改訂版)」12頁には、地方自治法施行令167条1号により指名競争入札ができる場合の例として「特殊な技術を要する工事の請負」が挙げられている。</p> <p>本委託契約は、人力による清掃作業であるので、特殊な技術・技能等が必要な業務ではない。</p> <p>ところで、(7)～(12)の契約において、指名業者は全て長崎市内に所在する業者である。長崎の伝統行事に関連する業務であるから長崎市の業者を対象に指名入札にしているという面もあるかもしれない。しかし、長崎市の業者を選定したいのであれば、制限付一般競争入札を選択する方法もある。</p> <p>また、ここ数年、指名業者の入れ替わりは少なく、特定の業者に固定化し、一般競争入札に比べ、機会均等性が失われている恐れも否定できない。</p> <p>以上より、一般競争入札への移行を検討すべきである。</p> <p><u>本委託契約については、機会均等性を確保する等のため、指名競争入札から一般競争入札への移行を検討すべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>ご指摘を受け、本庁道路維持課および他出先機関へ相談し、局内で協議した結果、機会均等性をより確保することを目的とし、令和2年度は、一般競争入札へ移行いたしました。</p>	
p.119	河川課	<p>本委託契約では、委託契約書、特記仕様書において、管理技術者の資格要件が定められていない。本委託業務は、ダム貯水池掘削設計など専門性の高い業務なのであるから、管理技術者の資格要件は特記仕様書等に規定しておくことが望ましい。</p> <p>県は、委託業務に一定の技術水準や資格を要する場合には、委託契約書又は特記仕様書において、管理技術者等の資格要件を定めておくことが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置未済)</p> <p>土木部建設企画課にて、提出を求めるよう見直しを行っております。</p>	<p>建設企画課による改正後、資格証明書等の写しの提出を契約者に求めます。</p>

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第13 長崎振興局

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.120	道路維持課	<p>本委託契約では、特記仕様書により、設計業務において管理技術者・照査技術者の資格要件を定め、測量業務においても別途管理技術者の資格要件を定めている。しかし、管理技術者等の履歴書は提出されているものの、資格者証等の写しは提出されていない。</p> <p>道路災害防除工事の測量設計という、高度な技術が必要と思われる業務において、管理技術者等の決定通知を受ける際には、履歴書の提出だけでなく、資格証明証等の写しの提出も求めることが望ましい。</p> <p>県は、委託業務に一定の技術水準や資格を要する場合には、管理技術者等の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明証等の写しの提出も求めるのが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置未済)</p> <p>土木部建設企画課にて、提出を求めるよう見直しを行っております。</p>	<p>建設企画課による改正後、資格証明書等の写しの提出を契約者に求めます。</p>
p.121	砂防課	<p>本委託契約では、特記仕様書により、管理技術者・照査技術者の資格要件を定めている。しかし、管理技術者等の履歴書は提出されているものの、資格者証等の写しは提出されていない。</p> <p>河川の砂防工事の詳細設計という、高度な技術が必要と思われる業務において、管理技術者等の決定通知を受ける際には、履歴書の提出だけでなく、資格証明証等の写しの提出も求めることが望ましい。</p> <p>県は、委託業務に一定の技術水準や資格を要する場合には、管理技術者等の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明証等の写しの提出も求めるのが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置未済)</p> <p>土木部建設企画課にて、提出を求めるよう見直しを行っております。</p>	<p>建設企画課による改正後、資格証明書等の写しの提出を契約者に求めます。</p>
p.121	河川課	<p>本委託業務については、平成28年度から平成30年度までの3年間、一般競争入札における1者応札によって、同一の受託者が落札しているが、平成31年度も一般競争入札がなされ、同一の受託者による1者応札がなされている。</p> <p>このように、本委託業務は、平成30年度をもって、一般競争入札において直近3年間で連続して1者応札となっているため、平成31年度は、仕様等の見直しや随意契約への移行を検討すべきであった。具体的には、出納局会計課長名で発せられた平成26年11月14日付「1者応札への対応について」(26会第68号)に従い、参入障壁となり得る事情がないかを検討し、参入障壁となり得る仕様等の見直しができるのであれば、仕様等を見直した上で引き続き競争入札を実施する、仕様等の見直しが困難であれば、随意契約に移行することを検討すべきであった。</p> <p>しかし、平成31年度の一般競争入札にあたっては、仕様等の見直しは行われておらず、随意契約への移行についても、具体的な検討はなされていない。</p> <p>本委託業務は、平成30年1月26日に公示、同年2月15日に1者応札による落札、同月21日に受託者との契約締結、同年3月1日より保守・点検業務の開始となっていて、一般競争入札の公告から入札執行までは1か月未満、入札執行から業務開始まで約2週間である。一般競争入札のメリットは、公正性と機会均等性にあるとされているが、このようなタイトなスケジュールであれば、業務としての採算性、人員確保などを含めた業務遂行可能性などを検討するだけの時間的余裕がなく、そのために入札参加を躊躇してしまう可能性は否定できない。本件のように、継続的に行っている委託業務で、かつ、1者応札が続いている場合には、特に、スケジュール的な要因が参入障壁となっている可能性も否定できない。したがって、一般競争入札を行うにあたっては、入札参加の検討期間や業務遂行の準備期間等を確保し、競争参加者が入札参加しやすくなるよう、公告時期、入札執行時期を見直すことが考えられる。</p> <p>本委託業務については、「1者応札への対応について」(26会第68号)に従い、参入障壁となりうる公告時期、入札執行時期、仕様等の見直しを行うべきであり、仕様等の見直しが困難であれば、随意契約への移行に向けた取り組みを行うべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置未済)</p> <p>令和2年度の委託業務についても、これまでの仕様等と同様の内容により、令和2年1月20日を入札公告日として一般競争入札を行った結果、同一の受託者による1者応札が続いています。</p>	<p>1者応札が解消されるよう、今回ご指摘がありました、参入障壁となりうる公告時期、入札執行時期、仕様等の見直しについて検討し実施します。これらの見直しを行っても1者応札が解消されない場合には、随意契約の移行について検討し対応いたします。</p>
p.123	河川課	<p>本委託契約の特記仕様書2条では、管理技術者が測量士であることを規定し、管理技術者の履歴書は提出されているが、資格者証等の写しは提出されていない。</p> <p>ダム堆砂量測量という、高度な技術が必要と思われる業務において、管理技術者の決定通知を受ける際には、履歴書の提出だけでなく、資格証明証等の写しの提出も求めることが望ましい。</p> <p>県は、委託業務に一定の技術水準や資格を求める場合には、管理技術者の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明証等の写しの提出も求めるのが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置未済)</p> <p>土木部建設企画課にて、提出を求めるよう見直しを行っております。</p>	<p>建設企画課による改正後、資格証明書等の写しの提出を契約者に求めます。</p>

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第14 県央振興局

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.124	農村整備課	本委託契約に適用される、農業農村整備事業設計業務共通仕様書において、1 - 7条3項では管理技術者に必要な資格等を規定し、同1 - 8条2項では照査技術者に必要な資格等を規定している。この点、各技術者の履歴書は提出されているが、資格者書等の写しは提出されていない。 専門的な技術が必要と思料される本業務において、管理技術者等の決定通知を受ける際には、履歴書の提出だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めることが望ましい。 県は、委託業務に一定の技術水準や資格を求める場合には、管理技術者等の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。(意見)	(措置未済) 土木部建設企画課にて、提出を求めるよう見直しを行っております。	建設企画課による改正後、資格証明書等の写しの提出を契約者に求めます。
p.125	用地管理課	本業務は、特記仕様書2条において、「本業務の実施にあたっては、長崎県工損調査等共通仕様書及び損失補償基準標準書によるものとする。」と定められている。 そして、長崎県工損調査等共通仕様書7条において、「請負者は、工損調査等を着手するにあたっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に作業計画を策定するものとする。」と定められている。 しかし、本業務において、委託契約書3条に規定されている工程表は提出されているものの、作業計画書は作成されていない。 委託契約書3条1項には、「受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。」と規定されている。工程表は、契約直後に設計図書に基づき作成される、1枚ものの簡易なタイムスケジュールを示す書面に過ぎず、工程表の提出のみでは、作業計画を策定したと評価することはできない。 共通仕様書適用により作業計画の策定が求められている場合は、受託者に対し、作業計画書の作成を求めるか、業務の内容により作業計画書の作成までは必要ない場合には、特記仕様書にその旨を明記しておくべきである。(指摘事項)	(措置済) 業務の内容により、作業計画書の作成までは必要ないと判断した場合には、特記仕様書に「作業計画書の作成は不要」と明記することとしました。 また、作業計画書の作成が必要か否かの判断は、工損調査の内容及び対象物件によって異なるため、業務発注前に課内協議を行い、要否の判断を行うこととしました。	
p.127	道路第一課	特記仕様書2条では、管理技術者の資格として、測量法49条により登録された測量士と規定し、管理技術者の履歴書は提出されているが、資格者証等の写しは提出されていない。 専門的な技術が必要と思料される本業務において、管理技術者等の決定通知を受ける際には、履歴書の提出だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めることが望ましい。 県は、委託業務に一定の技術水準や資格を求める場合には、管理技術者の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。(意見)	(措置未済) 土木部建設企画課にて、提出を求めるよう見直しを行っております。	建設企画課による改正後、資格証明書等の写しの提出を契約者に求めます。
p.128	道路第一課	本委託契約特記仕様書2条により、土木設計(測量、調査)業務等共通仕様書(長崎県土木部)等によるものとされ、同共通仕様書1107条には、管理技術者の資格等が規定されている。 本委託契約において、管理技術者等の履歴書は提出されていたが、資格者証等の写しの添付はなかった。共通仕様書により管理技術者等には一定の資格等が求められており、かつ、本委託契約は橋梁点検という専門性の高い分野であることに鑑みると、履歴書の提出のみではなく、資格者証等の写しの提出を求めるのが望ましい。 県は、委託業務に一定の技術水準や資格を求める場合には、管理技術者等の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。(意見)	(措置未済) 土木部建設企画課にて、提出を求めるよう見直しを行っております。	建設企画課による改正後、資格証明書等の写しの提出を契約者に求めます。
p.128	道路第二課	平成29年3月31日付け28建企第681号「建設関連業務における保険加入の確認について」によれば、保険加入について業務計画書へ記載する条項へ追加すること、契約締結の際に業務契約書と併せて保険加入を証明する書類を提示することとなっている。 本委託契約では、業務計画書に、受託者の健康保険・厚生年金、雇用保険・労災保険に関する保険加入状況の記載がなく、また、保険の領収証書等の写しの添付もない。 受託者の保険加入状況の確認は、労働者保護等のため非常に重要であるので、省略すべきではない。 受託者の健康保険・厚生年金、雇用保険・労災保険の加入については、保険の領収証書などの保険加入を証明する書類の写しを提出させるか、提示を受けて確認したことを書面として記録しておくべきである。(指摘事項)	(措置済) 指摘事項 について、令和元年9月の監査以降は、業務計画書に保険加入状況一覧表を記載するよう改めました。また、指摘事項 についても、業務計画書の提出時に、保険加入を証明する書類を提示させ、確認するよう改めました。 今後は、このような誤りがないよう、土木設計(測量、調査)業務等共通仕様書(長崎県土木部)第1139条 保険加入の義務に則り、適正な事務の執行に努めてまいります。	
p.129	道路第二課	本委託契約は管理技術者及び照査技術者が必要とされている。特記仕様書2条により、土木設計(測量、調査)業務等共通仕様書(長崎県土木部)等によるものとされ、同共通仕様書1107条には管理技術者の資格等が規定され、同1108条には照査技術者の資格等が規定されている。 本委託契約において、管理技術者等の履歴書は提出されていたが、資格者証等の写しの添付はなかった。共通仕様書により管理技術者等には一定の資格等が求められており、かつ、本委託契約は環境影響調査という専門性の高い分野であることに鑑みると、履歴書の提出のみではなく、資格者証等の写しの提出を求めるのが望ましい。 県は、委託業務に一定の技術水準や資格を求める場合には、管理技術者等の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。(意見)	(措置未済) 土木部建設企画課にて、提出を求めるよう見直しを行っております。	建設企画課による改正後、資格証明書等の写しの提出を契約者に求めます。

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第14 県央振興局

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.130	河港課	<p>本委託契約は管理技術者及び照査技術者が必要とされている。特記仕様書1条2項により、土木設計(測量,調査)業務等共通仕様書(長崎県土木部)等によるものとされており、同共通仕様書1107条には管理技術者の資格等が規定され、同1108条には照査技術者の資格等が規定されている。</p> <p>本委託契約において、管理技術者等の履歴書は提出されていたが、資格者証等の写しの添付はなかった。共通仕様書により管理技術者等には一定の資格等が求められており、かつ、本委託契約は海岸長寿命化計画作成という専門性の高い分野であることに鑑みると、履歴書の提出のみではなく、資格者証等の写しの提出を求めるのが望ましい。</p> <p>県は、委託業務に一定の技術水準や資格を求める場合には、管理技術者等の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置未済)</p> <p>土木部建設企画課にて、提出を求めるよう見直しを行っております。</p>	<p>建設企画課による改正後、資格証明書等の写しの提出を契約者に求めます。</p>
p.131	河港課	<p>本委託契約特記仕様書2条により、管理技術者は測量法49条により登録された測量士とされ、水域における深淺測量及び水路測量の監理技術者に必要な資格は別途規定されている。</p> <p>本委託契約において、管理技術者の履歴書は提出されていたが、資格者証等の写しの添付はなかった。特記仕様書により管理技術者等には一定の資格等が求められており、本委託契約は監理技術者に複数の資格が必要になるほど専門性の高い分野であることに鑑みると、履歴書の提出のみではなく、資格者証等の写しの提出を求めるのが望ましい。</p> <p>県は、委託業務に一定の技術水準や資格を要する場合には、管理技術者等の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置未済)</p> <p>土木部建設企画課にて、提出を求めるよう見直しを行っております。</p>	<p>建設企画課による改正後、資格証明書等の写しの提出を契約者に求めます。</p>
p.132	河港課	<p>本委託契約は管理技術者及び照査技術者が必要とされている。特記仕様書2条により、土木設計(測量,調査)業務等共通仕様書(長崎県土木部)等によるものとされており、同共通仕様書1107条には管理技術者の資格等が規定され、同1108条には照査技術者の資格等が規定されている。</p> <p>本委託契約において、管理技術者等の履歴書は提出されていたが、資格者証等の写しの添付はなかった。共通仕様書により管理技術者等には一定の資格等が求められており、かつ、本委託契約は火山砂防工事の設計業務という専門性の高い分野であることに鑑みると、履歴書の提出のみではなく、資格者証等の写しの提出を求めるのが望ましい。</p> <p>県は、委託業務に一定の技術水準や資格を求める場合には、管理技術者等の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置未済)</p> <p>土木部建設企画課にて、提出を求めるよう見直しを行っております。</p>	<p>建設企画課による改正後、資格証明書等の写しの提出を契約者に求めます。</p>
p.134	河港課	<p>本委託契約では、特記仕様書1条より、土木設計(測量,調査)業務等共通仕様書(長崎県土木部)等によるものとされており、同共通仕様書1107条には管理技術者の資格等が規定されている。</p> <p>本委託契約において、管理技術者の履歴書は提出されていたが、資格者証等の写しの添付はなかった。共通仕様書により管理技術者等には一定の資格等が求められており、かつ、本委託契約は砂防関係施設緊急改築工事の調査業務という専門性の高い分野であることに鑑みると、履歴書の提出のみではなく、資格者証等の写しの提出を求めるのが望ましい。</p> <p>県は、委託業務に一定の技術水準や資格を求める場合には、管理技術者等の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置未済)</p> <p>土木部建設企画課にて、提出を求めるよう見直しを行っております。</p>	<p>建設企画課による改正後、資格証明書等の写しの提出を契約者に求めます。</p>

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第15 島原振興局

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.135	道路第二課	<p>本委託業務においては、2度にわたり期間の延長を理由に変更契約が行われている。1度目の変更契約は、地権者との調整に不測の時間を要するとの理由で期間を約1か月延長し、2度目の変更契約は橋梁に隣接する施設の機能確保のため再度設計を検討するために約半年の期間延長を行っている。</p> <p>いずれも期間延長の理由に相当性はあると考えられるものの、地権者との調整状況や期間延長についての協議状況が、打合せ協議簿に記載されていない。</p> <p>契約期間の延長は、契約変更を伴う重要事項であるため、契約期間の延長が必要な事情や関係者・当事者間での協議の状況は、打合せ協議簿に記載しておくことが望ましい。</p> <p><u>契約期間の延長等、契約変更を伴う事項について、その必要性に関する事情や関係者・当事者間での協議状況は、打合せ協議簿に記載しておくことが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>契約変更を伴う工期延長等の変更については、契約変更が必要となる関係者との協議状況等を記載した業務打合せ記録簿(書面)を、受発注者間で取り交わすことを徹底するように課内会議で再確認しました。</p> <p>今後、このようなことがないように十分に注意し、適正な事務執行に努めてまいります。</p>	
p.136	道路第二課	<p>本委託業務は、契約金額増額の変更契約が行われているほか、調査のための民地立ち入りに時間を要して不測の遅れが生じたことや各管理者との協議に不測の日数を要したことから工期延長の変更契約が行われている。</p> <p>しかし、民地立ち入りの状況や各管理者との協議状況、工期延長に関する当事者間の協議は、打合せ協議簿には記載されていない。</p> <p><u>工期延長は、契約変更を伴う重要事項であるため、工期延長が必要な事情や、関係者・当事者間の協議状況は、打合せ協議簿に記載しておくことが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>契約変更を伴う工期延長等の変更については、契約変更が必要となる関係者との協議状況等を記載した業務打合せ記録簿(書面)を、受発注者間で取り交わすことを徹底するように課内会議で再確認しました。</p> <p>今後、このようなことがないように十分に注意し、適正な事務執行に努めてまいります。</p>	
p.136	河港課	<p>本委託業務は、国交省の砂防関係施設の長寿命化に関する取組を受けて、島原振興局管内の砂防関係施設の点検等を行うものである。</p> <p>本委託業務に関する資料を精査したところ、点検が必要な施設の一覧表は作成されているものの、同一一覧表には、各施設の点検状況や点検内容、点検時期等の記載はなく、点検状況等を把握するには、別の報告書等を確認しなければわからない状況であった。</p> <p>本委託業務においては、数量変更による契約変更が行われており、その数量変更の必要性について、変更契約の指示書には「現地再確認により」対象施設の数量変更の必要性が認められる旨記載されている一方で、打合せ結果簿には調査対象施設をまとめた一覧表などの「既存資料の精査をしたことで」数量変更の必要性が認められたと記載されており、数量変更の必要性の根拠が異なる。このような事態が生じるのも、点検対象施設と点検状況、点検内容が一括で確認できるように管理されていないことが要因の1つであると考えられる。</p> <p><u>定められた期間に漏れなく一定の点検等を行うことが最も重要な本委託業務においては、点検対象施設と点検状況、点検内容、点検時期等を一括で管理するよう改めるべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>定められた時期に漏れなく点検等を実施するため、点検対象施設と点検状況、点検内容、点検時期等を一括管理ができるよう施設一覧表を改めました。</p>	
p.137	河港課	<p>本委託業務においては、数量変更による契約変更と工期延長による契約変更が行われている。</p> <p>工期延長について、当事者間での協議がなされているが、打合せ結果簿にはその記録はない。</p> <p><u>工期延長は、契約変更を伴う重要事項であるため、工期延長が必要な事情や、関係者・当事者間の協議状況は、打合せ協議簿に記載しておくことが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>契約変更を伴う工期延長等の変更については、契約変更が必要となる関係者との協議状況等を記載した業務打合せ記録簿(書面)を、受発注者間で取り交わすことを徹底するように課内会議で再確認しました。</p> <p>今後、このようなことがないように十分に注意し、適正な事務執行に努めてまいります。</p>	
p.138	道路第二課	<p>本委託業務を落札した事業者Aが、事業者Bに吸収合併され消滅した。さらに事業者Bが名称変更を行い、事業者Cとなった。</p> <p>これに伴い、AとBの吸収合併が行われた際、県は入札マニュアルに従い、債権者の変更を債権譲渡の形で認め、債権譲渡に係る書面の作成を指示している。</p> <p>しかし、会社法上、吸収合併においては、消滅会社と存続会社が合併契約を締結し合併が成立すると、消滅会社の権利義務一切は全て存続会社に包括的に承継されるものであり、またAとBの吸収合併契約書においても「Aは、吸収合併の効力発生日において、その従業員全員、資産、負債その他の権利義務一切をBに引き継ぐものとする。」との条項が存在する。</p> <p>したがって、AとBが吸収合併した場合、新たにAとBとの間で債権譲渡を行う旨の文書及び県がその債権譲渡に承諾する等の文書は法律上意味を持たないものであり、その文書作成の要否については、必要性も含め再検討することが望ましい。</p> <p><u>吸収合併における債権譲渡に関する文書の作成の要否については、その必要性も含めて再検討することが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置未済)</p> <p>契約書第5条において、「受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。」と規定されており、承諾することで権利義務の譲渡等を認めております。</p> <p>承諾する事務手続きについては、全庁的なことでありますので、土木部建設企画課に吸収合併における債権譲渡に関する文書作成の要否についても、必要性も含め、検討を依頼しております。</p>	<p>吸収合併が生じた場合等の事務手続きについては、全庁的な問題であるため、建設企画課にも検討を依頼しておりますので、今後検討結果に沿った事務手続きを行ってまいります。</p>
p.138	道路第一課	<p>本委託契約においては、委託料の支払いに関し、受注者は、作業の処理報告について発注者の確認を受けた実施月分の委託料を翌月15日までに発注者に請求するものとし(契約書10条1項)、発注者は請求を受けたときは、請求を受けた日から30日以内に支払いをしなければならない(契約書10条2項)とされている。</p> <p>かかる規定に基づき、受注者は清掃を実施した月ごとに契約書に従い遅滞なく請求書を提出しているが、本委託業務においては、県が請求書の受付を遅滞し、その結果支払いが遅滞した月が複数回存在した。</p> <p>例えば、平成30年8月分の請求書が、翌月の9月14日付けで受注者より提出されているにもかかわらず、振興局の請求書受付日が11月12日となっており、実際に受注者に支払いを行ったのは、その翌月の12月11日である。請求書の提出から約3か月が経過している。同様に、平成30年12月分の支払いが請求書提出から約3か月後、平成31年1月分の支払いは請求書提出から約2か月後に行っている。</p> <p><u>委託料は、委託契約に基づき遅滞なく支払わなければならない、その前提として受注者からの請求書はその記載内容に問題がない限り提出後速やかに受け付けすべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>現在は提出された請求書について、受領日や処理日を記録して管理しています。</p> <p>処理状況を記録したデータを共有フォルダに保存し、班員全員で確認する体制を整え、支払遅延の防止に取り組んでおります。</p>	

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第15 島原振興局

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.139	農村整備課	<p>本委託業務においては、当初平成30年12月26日までを履行期間としていたものを、地域住民や各管理者との協議に不測の事態が生じたことを理由に、契約期間を約2か月延長し、変更契約を結んでいる。 しかし、地域住民との協議状況や各管理者との協議状況については、打合せ結果簿には記載がない。 工期延長は、契約変更を伴う重要事項であるため、工期延長が必要な事情や、関係者・当事者間の協議状況は、打合せ協議簿に記載しておくことが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済) 契約変更を伴う工期延長等の変更については、契約変更が必要となる関係者との協議状況等を記載した業務打合せ記録簿(書面)を、受発注者間で取り交わすことを徹底するように課内会議で再確認しました。 今後、このようなことがないように十分に注意し、適正な事務執行に努めてまいります。</p>	

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第16 県北振興局

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.141	砂防防災課	本委託業務においては、測量に関して、地元関係者からの立会いに不測の日数を要したことを理由として、工期を延長する契約変更を行っているが、工期延長についての協議は、打合せ協議簿には記載されていない。 工期延長は、契約変更を伴う重要事項であるため、このような事項について、報告、協議がなされた場合には、打合せ協議簿に記載しておくことが望ましい。 工期の延長等、契約変更を伴う事項について報告、協議がなされた場合には、打合せ協議簿に記載しておくことが望ましい。(意見)	(措置済) 重要事項については、打合せ協議簿に記載するよう改善しました。	
p.141	砂防防災課	本契約においては、管理技術者は、測量法49条により登録された測量士とされている(特記仕様書2条)。 県は、受託者から提出された履歴書において、管理技術者の氏名、測量士の登録番号などを確認しているが、資格証明書等による確認は行っていないため、同人が契約時点で測量士としての資格を有しているかどうかは、受託者の申告を信用するより他ない。 県は、委託業務に一定の技術水準や資格を要する場合には、管理技術者の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。(意見)	(措置未済) 土木部建設企画課にて、提出を求めるよう見直しを行っております。	建設企画課による改正後、資格証明書等の写しの提出を契約者に求めます。
p.142	田平土木維持管理事務所	第1回の打合せにおいて、受託者は、「渋滞調査マニュアル」が入手困難である旨を告げたところ、県は、交通調査の手引きなどの類似図書の引用で構わない旨回答している。 その後、県は、「渋滞調査マニュアル」を入手して受託者に提示するに至っているが、「調査結果を渋滞調査マニュアルに従って集計整理する」ことは、特記仕様書で定められた事項であるため、県としては、仕様書作成前の時点で、「渋滞調査マニュアル」を入手しておき、同マニュアルの内容を確認しておくとともに、入札参加者から説明を求められた場合などは、回答できるようにしておかなければならない。 したがって、特定の図書等に仕上がった業務を求める場合には、県において、当該図書等を事前に入手しておくべきである。(指摘事項)	(措置済) 「渋滞調査マニュアル」は、今回の交通量調査の主たる設計図書であるため、今後は必要な図書等については、入札前に入手するとともに事前に内容を確認しておくことを徹底するよう改善しました。	
p.142	田平土木維持管理事務所	本委託業務における交通渋滞調査は、ないしの4か所であったが、受託者は、平成30年5月の打合せにおいて、渋滞調査を独立した調査対象とせず、渋滞調査と集約して行うことを提案したため、県はこれを了承している。 しかし、打合せ協議記録簿には、受託者が、「渋滞調査の信号タイミングにより、渋滞調査以降の渋滞も一連として計測するようにしたい。」としか記載されていない。このような「一連として計測する」といった記載では、渋滞調査を独立した調査対象とせずに渋滞調査と集約して行うことが明らかになっていないといえない。 したがって、委託業務の内容に変更があった場合には、変更後の業務の内容を、打合せ協議記録簿に具体的に記載すべきである。(指摘事項)	(措置済) 委託業務の内容に変更があった場合は、変更内容について打合せ記録簿に具体的に明記するよう改善しました。	
p.107	田平土木維持管理事務所	本委託業務においては、交通渋滞の調査業務に変更があったことから、委託料を352,080円減額しての契約変更を行っている。 県は、このような委託料の減額について、打合せ協議記録簿には記載していないが、委託料の減額は、契約変更を伴う重要事項であるため、このような事項について、協議がなされた場合には、その概要を打合せ協議記録簿に記載しておくことが望ましい。 委託料を減額するなどの契約変更を伴う事項について協議がなされた場合には、打合せ協議記録簿に記載しておくことが望ましい。(意見)	(措置済) 業務内容の変更とともに契約金額の変更の有無についても、打合せ記録簿に具体的に明記するよう改善しました。	

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第17 五島振興局

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.145	上五島支所建設課	<p>本委託業務においては、3度の契約変更が行われている。</p> <p>1回目の契約変更である、平成29年1月10日付変更契約書によると、平成28年6月7日付委託契約書(以下「当初契約書」という。)34条の2第1項で定められている各会計年度における業務委託料の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)を、次のとおり変更している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・28年度 (当初) 10,000,000円 (変更後) 18,646,480円 ・29年度 (当初) 20,000,000円 (変更後) 20,000,000円 ・30年度 (当初) 72,816,000円 (変更後) 64,169,520円 <p>また、同様に、当初契約書34条の2第2項で定められている各会計年度の出来高予定額を、次のとおり変更している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・28年度 (当初) 11,111,120円 (変更後) 20,718,720円 ・29年度 (当初) 22,223,160円 (変更後) 22,223,160円 ・30年度 (当初) 69,480,720円 (変更後) 59,874,120円 <p>そして、この変更契約から約2か月後である平成29年3月には、平成28年度出来高予定工期を約1年間延長する工期変更を行っている。</p> <p>平成28年度の支払限度額の増額について、変更理由書には「当初予定よりも現地における調査が進捗する見込みとなったため」と記載されているが、その進捗見込みの根拠は示されておらず、打合せ記録にも詳細は記載されていなかった。加えて、第1回目の変更契約締結のわずか2か月後に、平成28年度の出来高予定工期を1年間も延長している事実から見ても、「当初予定より調査が進捗する見込みとなったため」という支払限度額の増額変更理由は根拠に乏しいと言える。</p> <p>実際、委託業務年度未履行部分検査調書によれば、平成28年度の出来高は全体の1割程度であり、その割合は当初契約によって定められていた平成28年度の委託料支払限度額に相当するものであり、このことから支払限度額の増額変更理由には根拠が乏しかったと判断できる。</p> <p>このように、増額すべき根拠に乏しい支払限度額の増額変更は、本来単年度で執行されるべき予算を次年度に付け替えていると見ることができ、安易な予算の繰越しを認めることとなる。</p> <p>支払限度額の増額変更は、委託料全体の変更ではないが、単年度で執行されるべき予算が安易に次年度に繰り越しされることのないよう、その根拠は厳格に判断すべきである。</p> <p>複数年度にわたる委託業務について、年度毎の支払限度額の変更は、安易に予算の次年度への繰り越しが行われることのないよう、その根拠を厳格に判断すべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済)</p> <p>当該業務は、平成30年度に完了しております。今後同様の業務を行う際には、事業の適切な進捗管理や出来高の把握を行い、その根拠を明確にして、支払い限度額の設定を行うよう努めてまいります。</p>	
p.146	上五島支所建設課	<p>本委託契約においては、一括再委託等を禁止し(契約書7条1項)、一括ではなくとも、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせることを禁止している(契約書7条2項)。</p> <p>しかし、平成28年7月28日付打合せ議事録には、「現地が離島環境にあるため、担当者が緊急要件にて離島した場合に現場作業が停滞する」「協力会社は、長崎県東北振興局管内の同種業務でも協働体制を構築して円滑に対応している事」「協力会社は、同島でも既往業務実績を有しており、より効率的な作業を図れる事」「微地形調査や現地補測時の支援をもらうことで、弊社(受託者を指す)福岡の九州支店での基盤図データ策定などの机上での並行した作業が可能となる事」を理由として、受託者から、受託者とは別の事業者を協力支援会社として申請がなされている。</p> <p>これに対して、五島振興局は、受託者に対して十分に協力会社の作業管理と現地監督を行うようにと指示をするのみで、この協力支援を了解している。</p> <p>この時に受託者より提出された業務体系図を確認したところ、協力支援会社の業務内容は「全般(現地調査、数値地図)」、担当業務内容は「微地形調査補助」「砂防基盤図作成補助」と記載されており、元請である受託者の業務内容と大きく異なる部分はなかった。</p> <p>このような打合せ議事録の記載や業務体系図の記載内容からは、どのような場合にいかなる範囲でどのような作業を協力支援会社に委託するのか全くわからず、契約書7条1項及び2項で規定されている一括再委託等の禁止に抵触しているように見える。</p> <p>本委託契約においては、発注者である県は、契約書で定められている一括再委託等の禁止に抵触していないことを適切に判断すべきであり、そのためには受託者に対して協力支援業者に対する再委託の範囲を明確にするよう指導すべきである。</p> <p>県は、契約書が定める一括再委託等の禁止に抵触しないかを適切に判断すべきであり、そのために発注者に協力支援会社等への再委託の範囲を明確にするよう指導すべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済)</p> <p>当該業務は、平成30年度に完了しております。今後同様の業務を行う際には、発注者に対し再委託範囲を明確にするよう、適切に指導してまいります。</p>	

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第17 五島振興局

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.147	上五島支所建設課	<p>本委託業務においても、上記(1)記載の委託契約と同様に、3度の契約変更が行われている。</p> <p>1回目の契約変更である、平成30年3月13日付変更契約書によると、平成29年12月25日付委託契約書(以下「当初契約書」という。)34条の2第1項で定められている各会計年度における業務委託料の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)を、次のとおり変更している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・29年度(当初)5,000,000円(変更後)25,900,000円 ・30年度(当初)33,000,000円(変更後)18,000,000円 ・31年度(当初)52,450,000円(変更後)46,550,000円 <p>また、同様に、当初契約書34条の2第2項で定められている各会計年度の出来高予定額を、次のとおり変更している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・29年度(当初)5,556,600円(変更後)28,778,760円 ・30年度(当初)36,667,080円(変更後)20,000,520円 ・31年度(当初)48,226,320円(変更後)41,670,720円 <p>そして、この変更契約から約2週間経過後の平成30年3月29日には、平成29年度支払限度額工期を9か月延長する変更を行っている。</p> <p>平成29年度の支払限度額の増額について、変更理由書には「当初想定していたよりも進捗を図ることが可能となったため」と記載されているが、その進捗見込みの根拠は示されておらず、打合せ記録にも詳細は記載されていなかった。加えて、第1回目の変更契約締結の同月中に、平成29年度の支払限度額工期を9か月も延長している事実から見ても、「当初想定していたよりも進捗を図ることが可能となったため」という支払限度額の増額変更理由は根拠に乏しいと言える。</p> <p>委託業務検査調書の検査結果を見ると、平成29年度の出来高は全体の1割程度であり、この出来高からしても支払限度額を25,900,000円まで引き上げた増額変更理由には根拠が乏しかったと判断できる。</p> <p>このように、増額すべき根拠に乏しい支払限度額の増額変更は、本来単年度で執行されるべき予算を次年度に付け替えていると見ることができ、安易な予算の繰越しを認めることとなる。</p> <p>支払限度額の増額変更は、委託料全体の変更ではないが、単年度で執行されるべき予算が安易に次年度に繰り越しされることのないよう、その根拠は厳格に判断すべきである。</p> <p>複数年度にわたる委託業務について、年度毎の支払限度額の変更は、安易に予算の次年度への繰り越しが行われることのないよう、その根拠を厳格に判断すべきである。(指摘事項)</p>	(措置済) 当該業務は、平成31年度に完了しております。今後同様の業務を行う際には、事業の適切な進捗管理や出来高の把握を行い、その根拠を明確にして、支払い限度額の設定を行うよう努めてまいります。	
p.148	総務課	<p>本委託業務は、長年にわたり一般競争入札を実施していたが、1者応札が続き、平成22年度に仕様書の見直しが行われた。しかし、その後も1者応札が続いている。</p> <p>一般競争入札において直近3年間で連続して1者応札となった場合、出納局会計課長名で発せられた平成26年11月14日付「1者応札への対応について」(26会第68号)に従い、参入障壁となり得る事情がないかを検討し、参入障壁となり得る仕様等の見直しができるのであれば、仕様等を見直した上で引き続き競争入札を実施する、仕様等の見直しが困難であれば、随意契約に移行することを検討すべきであるが、本委託契約については、平成22年度以降は仕様等の見直しは検討されていない。</p> <p>本委託契約の仕様書には、通常の保守点検業務の他、「不時の故障による機器並びに付属部品の修理、取替及び整備業務」が業務内容として記載されているが、故障の際の修理や部品取替は通常の保守点検とは違い、事業者にとっては不測の対応や支出を余儀なくされるものであり、新規事業者の参入障壁となりかねない。</p> <p>したがって、本委託契約においては、さらに仕様等を見直す余地があるから、速やかに見直すなど、平成26年11月14日付「1者応札への対応について」(26会第68号)に従った対応をすべきである。(指摘事項)</p>	(措置済) 令和2年度契約より、仕様書の見直しを行い、他社参入の障壁と考えられた修繕業務の項目を除いた保守点検のみの仕様内容として、一般競争入札6月に予定しております。	
p.107	農村整備課	<p>本委託業務においては、委託業務が完了したときは、受託者は業務日報、精算明細書、支出一覧表などを提出し、委託者がこれらを基に検査を終了した後、委託料を支払うものとされている(契約書8条、9条)。</p> <p>これに基づき、平成31年3月8日に、受託者より換地計画等業務委託精算書が提出され、その添付資料として精算明細書、事業実績書、支出一覧表等が提出されている。</p> <p>しかし、支出一覧表を見ると、換地士に対する報酬の他に別の人物に対する賃金が計上されているが、この労働者と受託者との関係は不明であり、いつどのような労働条件で労働契約が結ばれたかなど、振興局担当者は正確に把握をしていなかった。また、同じく支出一覧表には、建物質料が計上されているが、この建物の賃料の根拠は不明で、建物使用と本委託業務との関係も不明であり、振興局担当者も正確な事情を把握していなかった。さらに、支出一覧表に計上されている電気代や電信料についても金額が記載されているものの、その根拠となる証憑書類の添付はなく、振興局担当者が証憑書類を確認した事実もなかった。</p> <p>本委託契約においては、受託者より提出された各書類の確認はしているものの、各費用項目の裏付け等を何ら確認せずに委託料を支払っている。委託者としては、委託契約の仕様等にしたがって適正な委託業務の遂行がなされたかどうかを確認するとともに、精算を求められた費用については、各費用項目が委託業務の範囲内において適性に支出された費用であるかどうかを厳格に確認すべきである。(指摘事項)</p>	(措置済) 令和元年度分から各費用項目ごとに振込受付書、請求書、領収書等の書類提出を求め適正に支出された事を確認しています。今後も同様に支出内容の確認を行ってまいります。	

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第18 吉岐振興局

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.152	建設課	本委託業務においては、契約期間の途中で、道路線形について再検討が必要となり、線形変更を行う区間について、新たに路線測量が必要になった。また、用地測量の結果、測量面積が当初想定よりも小さい範囲となった。そこで、県は受託者と変更契約を結んでいる。しかし、県は、新たな路線測量について、指示簿を作成していない。新たな路線測量は、業務内容及び委託金額の増額を伴う重要事項であり、本契約においても、その指示は書面で行わなければならないとされているため（契約書2条1項）、その指示は書面にとどめておくべきである。 <u>当初契約で想定されていない測量業務を新たに受託者へ指示するにあたっては、その旨の指示簿を作成すべきである。（指摘事項）</u>	（措置済） 指示簿を作成し指示するよう改めました。 本件については、職員に対し改めて周知し再発防止に努めてまいります。	
p.152	建設課	県は、受託者に対し、用地に関する資料を貸与しているが、受託者から、受領書等の書類は取り付けていない。しかしながら、受託者が貸与品の引渡しを受けたときには、契約上、県に対し、引渡日から7日以内に受領書又は借用書を提出しなければならないとされている（契約書16条2項）。 <u>県において、受託者に対して貸与品を引き渡したときは、受領書等の書類を取り付けるべきである。（指摘事項）</u>	（措置済） 受託者に対し、貸与品の借用書の提出を求めるよう改めました。 本件については、職員に対し周知することで改善に努めてまいります。	
p.152	建設課	本契約においては、受託者は管理技術者の氏名その他の事項を県に通知しなければならないとされており（契約書10条1項）、管理技術者は、測量法49条により登録された測量士とされている（特記仕様書2条）。 県は、受託者から提出された履歴書において、管理技術者の氏名、測量士の登録番号などを確認しているが、資格証明書等による確認は行っていないため、同人が現に測量士としての資格を有しているかどうかは、受託者の申告を信用するより他ない。 県は、委託業務に一定の技術水準や資格を要する場合には、管理技術者の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。（意見）	（措置未済） 土木部建設企画課にて、提出を求めるよう見直しを行っております。	建設企画課による改正後、資格証明書等の写しの提出を契約者に求めます。
p.153	建設課	県と受託者は、予め仕様書で打合せの実施方法を定めているが、仕様書で定めた打合せ以外にも、業務の進行に応じて頻りに打合せを行っており、その際には、電話、メール等を利用して打合せをすることもあった。電話、メール等で打合せを行った際にも、業務の指示や承諾があった場合には、その旨を記載した打合せ協議簿等を作成している。 しかし、指示、承諾等が対面での打合せでなされたのか、メールないし電話での打合せでなされたかを、打合せ協議簿に記載していない。メールであれば事後にメール内容を確認することも可能であるし、対面であれば他の同席者に内容を確認することができるため、事後的に打合せ内容の確認が必要になる場面もあり得ることも考慮すれば、対面、電話、メールの別を明記しておくことが望ましい。 <u>打合せ方法について、対面、電話、メール等の別は、打合せ協議簿等に記載しておくことが望ましい。（意見）</u>	（措置済） 打合せ方法の記載については、受注者が別途作成する「打合せ・協議記録簿」において会議、電話等、打合せ方法を記載しております。同記録簿の提出を受け、打合せ方法を確認するよう努めてまいります。	
p.154	建設課	本委託業務においては、資料等がデータで貸し出されているが、貸出しに際して、受領書又は借用書の提出を受けていない。しかしながら、受託者が貸与品の引渡しを受けたときには、契約上、県に対し、引渡日から7日以内に受領書又は借用書を提出しなければならないとされている（契約書16条2項）。 <u>県において、受託者に対して貸与品を引き渡したときは、受領書等の書類を取り付けるべきである。（指摘事項）</u>	（措置済） 受託者に対し、貸与品の借用書の提出を求めるよう改めました。 本件については、職員に対し周知することで改善に努めてまいります。	
p.154	建設課	本契約においては、受託者は管理技術者の氏名その他の事項を県に通知しなければならないとされており（契約書10条1項）、管理技術者は、建設コンサルタント登録規程に定める管理技術者とされている（特記仕様書7条）。 県は、受託者から提出された履歴書において、管理技術者の氏名などを確認しているが、資格証明書等による確認は行っていない。 県は、委託業務に一定の技術水準や資格を要する場合には、管理技術者の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。（意見）	（措置未済） 土木部建設企画課にて、提出を求めるよう見直しを行っております。	建設企画課による改正後、資格証明書等の写しの提出を契約者に求めます。
p.155	建設課	本委託業務については、平成28年度から平成30年度までの3年間、一般競争入札における1者応札によって、同一の受託者が落札しているが、平成31年度も一般競争入札がなされ、同一の受託者による1者応札がなされている（なお、平成27年度は指名競争入札により同一受託者が落札）。 このように、本委託業務は、平成30年度をもって、一般競争入札において直近3年間で連続して1者応札となっているため、平成31年度は、仕様等の見直しや随意契約への移行を検討すべきであった。具体的には、出納局会計課長名で発せられた平成26年11月14日付「1者応札への対応について」（26会第68号）に従い、参入障壁となり得る事情がないかを検討し、参入障壁となり得る仕様等の見直しができるのであれば、仕様等を見直した上で引き続き競争入札を実施する、仕様等の見直しが困難であれば、「1者応札検討シート」を作成し、随意契約適正化推進協議会において、随意契約へ移行すべきかどうかの審査を受ける、同協議会が公表を決定した場合、「1者応札検討シート」の公表を行い、県民等の意見聴取後、同協議会において随意契約への移行の可否を決定することになっている。 しかし、平成31年度の一般競争入札にあたっては、仕様等の見直しは行われておらず、随意契約への移行についても、具体的な検討はなされていない。 本委託業務は、平成30年2月22日に1者応札による落札、同月28日に受託者との契約締結、同年3月1日より保守・点検業務の開始となっているが、一般競争入札の公告から入札執行までは1か月未満、入札執行から業務開始まで1週間である。一般競争入札のメリットは、公正性と機会均等性にあるとされているが、このようなタイトなスケジュールであれば、業務としての採算性、人員確保などを含めた業務遂行可能性などを検討するだけの時間的余裕がなく、そのために入札参加を躊躇してしまう可能性は否定できない。本件のように、継続的に行っている委託業務で、かつ、1者応札が続いている場合には、特に、スケジュール的な要因が参入障壁となっている可能性も否定できない。したがって、一般競争入札を行うにあたっては、入札参加の検討期間や業務遂行の準備期間等を確保し、競争参加者が入札参加しやすくなるよう、公告時期、入札執行時期を見直すことが考えられる。 <u>本委託業務については、仕様等の見直しを検討し、仕様等の見直しが困難であれば、随意契約への移行に向けた対応をとるべきである。（指摘事項）</u>	（措置未済） 公告時期、入札期間については関係法令に基づいた期間を確保し実施しているところであり、また、平成31年度からは見積み期間から休日を除く旨の通知に基づき見直しを行うなど、必要期間は確保されているものと考えております。 また、業務の仕様については、目的がダム通信機器等の正常な機能の維持確保のため、機器の保守点検のほか、通信異常時、災害発生時などの緊急時において、点検、通信復旧処理などの迅速な対応が必要であり、業務内容を切り離せないものであるため、現状の仕様等の見直しが困難であります。	仕様等の見直しが困難であることから、随意契約への移行に向け、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第18 吉岐振興局

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.155	建設課	本委託業務においては、業務期間中に貯水位計の異常が報告されたため、貯水位計の取り換えなど、新たな業務が追加されることになり、契約金額を増額する変更契約がなされている。しかしながら、変更契約に伴う業務計画書は提出されていない。 変更契約により業務が追加されたような場合には、変更後の業務を付加した業務計画書を提出してもらいたい。(意見)	(措置済) 受託者に対し、変更後の業務計画書の提出を求めよう取組んでまいります。	

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第19 対馬振興局

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.157	管理課	本契約において、委託料は、警備員の時間単価に勤務時間を乗じた額で支払われることになっている（契約書3条）。この点、警備員の退勤時間の報告を5分刻みで行わせており、5分未満の勤務時間があつた場合、切り捨てている可能性がある。その場合、県は警備員の雇用者ではないものの、受託者において労働基準法24条の賃金全額払の原則に反する事態が惹起されることを看過することにもなりかねない。 単価に勤務時間を乗じて委託料の額が定められる場合には、労働基準法に則り、1分単位の勤務時間を把握するか、時間を切り上げて勤務時間を把握し、委託料を決定するよう、県は、契約で定める等して受託者に遵守させるべきである。（指摘事項）	（措置済） 令和2年1月報告分から勤務時間に1分単位の時間があるときは、5分単位へ切り上げた勤務時間を毎月報告させ、適切な委託料を支払っています。 また、令和2年度契約分からは、上記のとおり5分単位に切り上げて勤務時間を報告するよう契約書に明記しております。	
p.158	用地課	本業務は、特記仕様書2条において、「本業務の実施にあたっては、長崎県工損調査等共通仕様書及び損失補償基準標準書によるものとする。」と定められている。 そして、長崎県工損調査等共通仕様書7条において、「請負者は、工損調査等を着手するに当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に作業計画を策定するものとする。」と定められている。 しかし、本業務において、作業計画は作成されておらず、委託契約書（標準契約書）3条に規定されている工程表（1枚もの）は提出されているものの、その作成日付も明らかではない。 工程表の提出のみでは、作業計画を策定したと評価することはできないのではないかとの疑問が生じる。 共通仕様書適用により作業計画の策定が求められている場合は、作業計画書の作成を行い、作業計画を具体的に示しておくべきである。また、業務の内容により、作業計画の策定までは必要ない場合には、特記仕様書にその旨を明記しておくべきである。（指摘事項）	（措置済） 用地課指導班と協議を行った結果、必ずしも作業計画書を必要としないので、必要に応じて作業計画書の策定を求める事とし、必要無い場合はその旨特記仕様書(事業損失)に記載をする事としました。 なお下記の通り特記仕様書を修正しました。 記 （修正内容） ・特記仕様書（事損）の第2「調査算定資料」に「ただし、長崎県工損調査等共通仕様書第7条に規定する作業計画書の作成については不要とする。（作業計画書が必要であれば削除）」を追加。 長崎県工損調査等共通仕様書の第7条で作業計画を策定するものとするがあるが、必要に応じて作業計画書を求めるよう上記文言を追加したものの。	
p.159	河港課	本業務は、土木設計（測量、調査）業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）により実施されることとなっており、共通仕様書1111条1項には「受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。」と規定されている。しかし、本業務の契約締結日は平成30年8月29日のところ、業務計画書提出は9月14日であり、訂正後の再提出は9月19日である。担当者の説明によると、打ち合わせに時間がかかったためということである。数日とはいえ、共通仕様書に規定されている提出期限に間に合わなかった場合、後日の検証等のため、その具体的な理由について書面として記録しておくのが望ましい。 共通仕様書で提出を求めている業務計画書等の提出が期限を徒過する場合は、その具体的な理由を、打合せ簿などの書面に記録しておくことが望ましい。（意見）	（措置済） 契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出することについては、期日前までに連絡がない受注者に対して提出日の確認を行うこととしています。 今後提出期限内に提出がない受注者に対しては、業務打合せ簿により具体的な理由を記載の上、業務計画書を提出させることといたします。	
p.161	道路課	本契約は、特記仕様書によるほか、土木設計（測量、調査）共通仕様書（平成29年4月 長崎県土木部）によることとされており、同共通仕様書30108条には、管理技術者の資格等が定められている。本契約においては、管理技術者の履歴書は提出されているものの、資格証明書の写しの提出はなされていない。管理技術者に資格等を求めるのは一定の技術水準を担保するためであり、本契約が地質調査という専門的な分野であることに鑑みれば、管理技術者の決定通知を受ける際には、履歴書の提出だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めることが望ましい。 県は、委託業務に一定の技術水準や資格を要する場合には、管理技術者の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。（意見）	（措置未済） 土木部建設企画課にて、提出を求めるよう見直しを行っております。	建設企画課による改正後、資格証明書等の写しの提出を契約者に求めます。

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第20 教育庁

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.162	義務教育課	<p>本委託業務は、平成28年度からの3か年計画の事業である。当初から契約方法として一般競争入札が採用されているが、本委託業務までの3年度すべて見積業者である同一の事業者が落札している。平成28年度は、他に1社が入札に参加しているものの、平成29年度、本委託業務である平成30年度は、見積業者がそのまま1者応札の上落札している状況である。</p> <p>本委託契約は平成30年9月28日から同年11月1日までに、イングリッシュキャンプを各地で7回実施する契約内容となっているが、一般競争入札の公告は同年7月12日、入札執行日が同年8月1日と設定されており、入札から約2か月弱という短期間でイングリッシュキャンプを実施するスケジュールとなっている。</p> <p>競争参入の観点からは、このような短期間で具体的な実施日時が決められているキャンプ運営を実施できる事業者は事実上限定され、競争を阻害するおそれがある。現に平成28年度に他の1社が入札に参加しているものの他の2年度は見積業者が1者応札をしている点から見ても、公告期間や準備期間の短さが参入障壁となっている可能性は否定できない。</p> <p>また、本委託業務では、受託事業者がプログラムを提案し県教育委員会や市町村と協議をした上でプログラム詳細を決定することとなっており、またプログラム実行のために高度な英語コミュニケーション能力等適正な能力を有する外国人講師を確保する必要もあり、業務内容に関して高度な技術力や専門性が求められるものである。したがって、価格の面での競争のみならず業務内容や質という面での競争が重要と考えられる。</p> <p>そこで、例えば本委託事業に関してプロポーザル方式を採用するなど、技術力や専門性での競争性を確保した上で、より技術力や専門性が評価されるよう契約方法を検討することが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>既に終了している事業であります。令和元年度から事業を開始した「イングリッシュ・サポートキャンプ」においては、適切なスケジュール設定を行うとともに、技術力や専門性での競争を確保できるよう総合評価落札方式を行っております。</p> <p>今後、類似する業務委託を実施する際は、適切なスケジュールの設定を行うとともに、委託する業務内容に適切な選定方式を採用するよう努めてまいります。</p>	
p.163	義務教育課	<p>本委託契約においては、プログラム終了後1か月以内又は契約期間の末日のいずれか早い日までに業務完了報告書(以上「報告書」という。)を提出しなければならないとされている(契約書5条1項)。</p> <p>これに基づき、受託者から平成30年11月20日に報告書が提出されている。そこには、実施日時、場所、参加者数、スタッフ従事者数、プログラム趣旨、プログラム内容と活動の様子等が記載されている。</p> <p>記載内容により概ね委託業務の内容は理解できるものの、運営に必要な人員を適正に配置したか否か、危機管理体制をどのように構築し実施したか、どのような教材を配布使用したか等、仕様書に記載されている委託業務内容の遂行度合を確認するための情報が不足している。</p> <p>報告書は、受託者が仕様書の内容に従い委託業務を遂行したかを委託者において確認するために重要な意味をもつ資料である。県は、委託者として、受託者に対して、報告書の記載内容について仕様書の内容との関連性を重視して作成するよう積極的に指示すべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済)</p> <p>既に終了している事業であります。受託者にも直接聞き取りを行い、仕様書に記載している各種内容を満たしていることを確認するとともに、報告がなかった運営責任者や危機管理体制のマニュアルについては、提出を求めました。</p> <p>今後、業務の段階ごとに人員や危機管理体制など仕様書の内容を満たしているかを確認するとともに、受託者が業務完了報告書を作成する際、仕様書の内容との関連性を重視して作成するよう指示してまいります。</p> <p>また、提出された報告書と仕様書を照らし合わせながら、複数の者で記載内容に漏れ等がないか確認するよう努めてまいります。</p>	
p.164	体育保健課	<p>本委託業務の総合評価一般競争入札には、受託者と後述するD地区の落札業者の2社が参加している。</p> <p>ヒアリングによれば、過去には本委託業務の入札に参加する事業者が他に2、3社あったものの、その後は本委託業務の受託者とD地区の受託者のみが入札に参加し、他に新規で入札に参加する事業者を探すのは、委託業務の内容や事業者の規模、事業者の人員確保が困難である等、様々な事情により困難ではないかとのことである。</p> <p>本委託業務は、1者応札が継続しているケースではないが、現在のところ本委託業務の受託者とD地区の受託者以外の事業者が新規参入する見込みは大きくない。このような委託業務においては、さらに地区を細分化して委託業務のスリム化を図るなど、他事業者の新規参入が容易になるような仕様書の変更を検討することが望ましい。</p> <p>本委託業務においては、地区をさらに細分化するなど他事業者の新規参入をより容易にする仕様書の変更を検討することが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>地区割りについては、現契約時から2地区を4地区に細分化しました。本委託業務については、業務の質を下げることができないため、令和2年8月からの契約に向けて、事業者に対し業務内容がよりわかりやすく的確に伝わるように仕様書の内容を修正しました。また、入札において少しでも周知期間に余裕を持たせるために公告から入札説明会までの期間を前回より長く取るようにします。さらに、県内市町において給食調理業務委託の入札に参加した業者に対し、入札参加を検討いただけるよう事前に周知しております。</p>	
p.165	体育保健課	<p>本委託業務の総合評価一般競争入札は、受託者の1者応札となっている。</p> <p>ヒアリングによれば、本委託業務の地区分けがかつて県内2地区に区分されていたころには、入札参加事業者は本委託業務の受託者以外にも1、2社存在したものの、現在においては、本委託業務に関して、今後新規で入札に参加する他の事業者を探すのは委託業務の内容や事業者の規模、事業者の人員確保が困難である等、様々な事情により困難ではないかとのことである。</p> <p>本委託契約は、長らく1者応札が続いているケースではないものの、今後は上記の事情により1者応札が続くことも予想できるところである。そのため、出納局会計課長名で発せられた平成26年11月14日付「1者応札への対応について」(26会第68号)の趣旨に従い、参入障壁となり得る事情がないかを検討し、参入障壁となり得る仕様等の見直しができるのであれば、仕様等を見直すなど、1者応札の継続を回避する対応を検討することが望ましい。</p> <p>本委託業務については、1者応札の継続を回避するため、仕様等の見直しを検討することが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>本委託業務については、業務の質を下げることができないため、令和2年8月からの契約に向けて、事業者に対し業務内容がよりわかりやすく的確に伝わるように仕様書の内容を修正しました。また、入札において少しでも周知期間に余裕を持たせるために公告から入札説明会までの期間を前回より長く取るようにします。さらに、県内市町において給食調理業務委託の入札に参加した業者に対し、入札参加を検討いただけるよう周知しております。</p>	

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第21 県立学校

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.166	長崎県立長崎東高等学校	<p>本委託業務の仕様書には、「1 目的・概要」の項目に、海外フィールドワークを実施する旨のほか、課題研究成果を現地大学等で発表し、フィードバックを得る、調査やインタビュー、研究施設訪問等を実施し、課題研究を深める、多様な価値観と文化的多様性を理解し、グローバルな物の見方を養う、と記載されている。</p> <p>このような仕様書の記載からは、委託業務の内容として、現地フィールドワークのプランニング等も含まれているかのように読み取れるが、担当者ヒアリングの結果、本委託業務は交通手段や宿泊施設の確保、添乗業務、現地コーディネートが主な業務内容であり、現地フィールドワークのプランニング等は含まれていなかった。</p> <p>仕様書は、県が受託者に対して、いかなる内容の業務委託を行うかを具体的に特定して記載すべきであり、委託の範囲、内容等を明確に記載しなければならない。本委託業務における仕様書は、海外フィールドワークという事業自体の趣旨目的を記載したものとなっており、この事業を行うにあたり県が委託事業者に対して何を委託するのかが明確に記載されていない。</p> <p>仕様書の記載が不明確であると、入札参加を希望する者に対し、実際の委託業務を超える業務を求められているという誤解を与え、入札を躊躇させる、あるいは、入札金額を高く設定せざるを得なくなる、といった弊害をもたらしかねない。</p> <p>仕様書は、委託者が受託者に対して、いかなる内容の業務委託を行うか、その委託の範囲や内容を具体的に特定して記載すべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済)</p> <p>既に終了している事業ではありますが、委託業務の範囲、内容等を明確にした仕様書の作成を行いました。</p> <p>今後、類似した業務を行う際には、入札業者に誤解を与えることがないように、委託する業務を具体的に記載した仕様書の作成に努めてまいります。</p>	
p.167	長崎県立長崎東高等学校	<p>本委託業務においては、委託業務完了後、遅滞なく業務完了報告書を委託者に提出しなければならないとされている(契約書5条1項)。</p> <p>提出された業務完了報告書を確認すると、海外フィールドワーク初日から最終日までの受託者の添乗員の感想などが報告されている。しかし、仕様書に記載されている宿泊の確保、現地での移動手段や内容、食事の実施、現地コーディネートの有無、病気事故等緊急対応の有無、その他問題点など、ほとんど具体的な記載がなく、業務完了報告書をもって、仕様書に記載されている委託業務の内容が適正に遂行されたかどうかを確認することはできない。</p> <p>本委託業務においては、既に問題点で指摘したとおり、仕様書の記載内容自体が不明確であるため、その委託業務完了報告書の内容も曖昧な内容となっていると思われる。委託業務完了報告書は、委託者が、仕様書の内容に従い受託者が委託業務を遂行したかを確認するために重要な意味をもつ資料である。県は、委託者として、受託者に対して、報告書の記載内容について仕様との関連性を明らかにして作成するよう積極的に指示すべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済)</p> <p>既に終了している事業ではありますが、仕様書に記載された業務内容を具体的に記載した業務報告書の作成を行いました。</p> <p>今後、類似した業務を行う際には、委託内容を網羅した業務報告書の様式作成に努めてまいります。</p>	
p.167	長崎県立五島高等学校	<p>本委託業務は、昭和49年度から現在まで継続している業務委託であり、県立五島高等学校の衛生看護科の生徒が准看護師受験資格を得るために一定数の病院実習を終えることが必須となること、30名以上の生徒を同時に受け入れ、かつ実習をさせるだけの規模を持つ病院が五島市内に1つしかないという理由から、長年随意契約がなされている。</p> <p>本委託業務の内容に鑑みれば、随意契約の理由には相当性があり、問題はない。しかし、相当程度長期間、随意契約が結ばれている経緯を踏まえて、さらに随意契約の適正さを担保するために、随意契約検討シートに近隣病院の病床数や診療科目数などを比較した資料を添付するなどの工夫を検討することが望ましい。</p> <p>相当程度長期間、随意契約が結ばれているような委託契約においては、随意契約とする理由の適正さを検討するのに役立つ資料を添付するなどの工夫を検討することが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>衛生看護科生徒が准看護師試験資格を得るためには、一定数の病院実習を終えることが必須であり、約30名の生徒を同時に受け入れ、かつ実習させるだけの規模が必要になります。</p> <p>今回の意見を受けて、随意契約とする理由の適正さを検討するにあたっての参考資料として、日本医師会が運営している「地域医療情報システム」により、島内の総病床数が多い病院を検索し、それぞれの病院の病床数・診療科目を比較して、上記条件を満たせる病院が島内に1つしかないことを証明する資料を添付することにしました。</p>	

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第22 警察本部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.170	運転免許管理課	<p>本委託契約は、調査の結果、過去少なくとも5年以上にわたり一般競争入札において1者応札が続いている。原因としては、法に基づく高齢者講習等は、講義による講習以外にも実車による指導等が予定されており、その設備や車両、指導員等専門知識を有する人員を確保できる事業者が、大村地区においては事実上1社しか存在しないことが考えられる。</p> <p>また、入札結果一覧を見ると受託者が3回にわたり入札を行っている。1回目から3回目にかけて単価を徐々に低く下げ入札し、その結果落札していることがわかる。かかる入札方法自体には問題はないものの、1者応札が長く続いている本委託契約において、事業者が複数回にわたり単価を徐々に下げて入札させ続けることは、より予定額に近い価格に近づきよう委託者が不当に金額を押し下げているとも見ることができる。このような事態が生じるのも、長らく1者応札が続いていることが大きな原因であると思われる。</p> <p>一般競争入札において直近3年間で連続して1者応札となった場合、出納局会計課長名で発せられた平成26年11月14日付「1者応札への対応について」(26会第68号)に従い、参入障壁となり得る事情がないかを検討し、参入障壁となり得る仕様等の見直しができるのであれば、仕様等を見直した上で引き続き競争入札を実施する、仕様等の見直しが困難であれば、随意契約に移行することを検討すべきであるが、本委託契約については、仕様等の見直しは検討されていない。したがって、本委託契約においては、仕様等の見直しを速やかに行うべきであり、仕様等の見直しが困難であれば、適正な単価を検討した上で随意契約へ移行すべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済)</p> <p>受講対象者の利便性等について、仕様内容の見直しを実施し、県内各地区に点在する資格を有する自動車学校等と随意契約を締結することとしました。</p> <p>令和2年度の契約については令和2年3月30日付けで契約を締結しております。</p>	
p.170	運転免許管理課	<p>委託契約書に、別添として指定自動車教習所一覧表が添付されている。しかし、受託者は添付されている一覧表には記載のない事業者である。本委託契約に、指定自動車教習所は無関係であり、別添する必要がない。</p> <p>各地区ともに同一の委託契約書を使用していることから、かかる無関係の一覧表が添付されているものと考えられるが、契約内容に無関係な資料や条項は削除すべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済)</p> <p>確認不足により不要な一覧表を添付していたもので、平成31年度以降は不要な一覧表の添付はしていません。今後は確認を徹底し、誤りのないよう事務処理を行います。</p>	
p.171	運転免許管理課	<p>本委託契約も、調査の結果、前述の大村地区と同様に、過去少なくとも5年以上にわたり一般競争入札において1者応札が続いている。原因としても、大村地区において記載したものと同様であると考えられる。</p> <p>また、本委託契約においても、入札結果一覧を見ると受託者が3回にわたり入札を行っている。1回目から3回目にかけて単価を徐々に低く下げ入札し、その結果落札していることも前述の大村地区と同様である。</p> <p>本委託契約においても、出納局会計課長名で発せられた平成26年11月14日付「1者応札への対応について」(26会第68号)に従い、仕様等の見直しを速やかに行うべきであり、仕様等の見直しが困難であれば、適正な単価を検討した上で随意契約へ移行すべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済)</p> <p>受講対象者の利便性等について、仕様内容の見直しを実施し、県内各地区に点在する資格を有する自動車学校等と随意契約を締結することとしました。</p> <p>令和2年度の契約については令和2年3月30日付けで契約を締結しております。</p>	
p.172	運転免許管理課	<p>本委託契約は、県と一般社団法人長崎県指定自動車学校協会とが締結したものであるが、実際の業務委託の内容である高齢者講習等は、県南、県央、県北にそれぞれ存在する指定自動車教習所において、各指定自動車教習所の設備や人員を使い実施されている。</p> <p>一般社団法人長崎県指定自動車学校協会は、同法人の定款によれば、自動車学校の代表者を正会員として構成される法人であり、自動車運転者教育の健全な発達と交通安全思想の普及浸透を目的とするものである。あくまで、一般社団法人長崎県指定自動車学校協会と各指定自動車教習所は別法人であり、指定自動車教習所の代表者が同法人の構成員であるという関係にすぎない。</p> <p>したがって、一般社団法人長崎県指定自動車学校協会が受託した本委託業務を、実際には各指定自動車教習所において行わせることは、他の事業者にも再委託することになり、本委託契約の契約書16条の再委託の禁止に抵触すると考えられる。</p> <p>この点について、本委託契約書には、別添として指定自動車教習所一覧が添付されているが、契約書には指定自動車教習所一覧において本委託業務を行わせる旨の条項はなく、かかる添付を持って別添の指定自動車教習所に本件の業務委託を行ったと解釈することはできない。</p> <p>本委託契約においては、契約書中に、受託者が別添指定自動車教習所一覧記載の各自動車学校に対して本委託業務を再委託することを許諾する旨の条項を加えるか、別途書面による再委託の承諾書を県が作成するなど、再委託に関する手続きを行う必要がある。</p> <p>本委託契約は、書面による承諾のない再委託禁止に抵触しており、速やかに再委託に関する手続きを行うべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済)</p> <p>契約上、再委託を許諾することは認められないことから、対応可能な業者と契約を締結することとしました。</p> <p>令和2年度の契約については、令和2年3月30日付けで各事業者と契約を締結しております。</p>	
p.173	運転免許管理課	<p>本委託契約も、調査の結果、前述の大村地区と同様に、過去少なくとも5年以上にわたり一般競争入札において1者応札が続いている。原因としても、大村地区において記載したものと同様であると考えられる。</p> <p>また、本委託契約においても、入札結果一覧を見ると受託者が3回にわたり入札を行っている。1回目から3回目にかけて単価を徐々に低く下げ入札し、その結果落札していることも前述の大村地区と同様である。</p> <p>本委託契約においても、出納局会計課長名で発せられた平成26年11月14日付「1者応札への対応について」(26会第68号)に従い、仕様等の見直しを速やかに行うべきであり、仕様等の見直しが困難であれば、適正な単価を検討した上で随意契約へ移行すべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済)</p> <p>受講対象者の利便性等について、仕様内容の見直しを実施し、県内各地区に点在する資格を有する自動車学校等と随意契約を締結することとしました。</p> <p>令和2年度の契約については令和2年3月30日付けで契約を締結しております。</p>	

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第22 警察本部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.174	運転免許管理課	<p>本委託契約は、県と一般社団法人上五島地区交通安全協会（以下「上五島地区安全協会」と）が締結したものであり、公安委員会の高齢者講習，特定任意高齢者講習及び認知機能検査業務委託に係る資格認定審査は上五島地区交通安全協会が受けている。</p> <p>しかし、実際の業務委託の内容である高齢者講習等は、上五島地区自動車教習所において実施されており、県公安委員会に対する臨時認知機能検査実施月報の報告が同教習所の名前で報告されていた。</p> <p>ヒアリングによれば、上五島地区自動車教習所は上五島地区安全協会が運営している自動車教習所であるとのことであるが、資格認定審査を受けているのはあくまで上五島地区交通安全協会である。実施月報は、高齢者講習等がその認定された資格に則り適正に実施されていることを確認するための重要な資料であることから、受託者である上五島地区安全協会から提出されなければならない、県は受託者に対して正しく実施月報を提出するよう指導すべきである。</p> <p>高齢者講習等の実施月報は、資格認定を受けている上五島地区安全協会から提出されなければならない、県は受託者に対して正しく実施月報を提出するよう指導すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>請求書と同時に月報が送付されてくるため、受託者からの報告として認識していたものですが、今後は受託者名で報告書の作成をさせるよう改めました。</p> <p>令和2年度の報告分から、受託者名での月報報告書を受理しております。</p>	
p.174	運転免許管理課	<p>委託契約書に、別添として指定自動車教習所一覧表が添付されている。しかし、本委託業務が実施されている上五島地区自動車学校は、添付されている一覧表には含まれていない。本委託契約に、別添の指定自動車教習所は無関係であり、添付する必要がない。</p> <p>各地区ともに同一の委託契約書を使用していることから、かかる無関係の一覧表が添付されているものと考えられるが、契約内容に無関係な資料や条項は削除すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>確認不足により不要な一覧表を添付していたもので、平成31年度以降は不要な一覧表の添付はしていません。今後は確認を徹底し、誤りのないよう事務処理を行います。</p>	
p.175	運転免許管理課	<p>本委託契約も、調査の結果、前述の大村地区と同様に、過去少なくとも5年以上にわたり一般競争入札において1者応札が続いている。原因としても、大村地区において記載したものと同様であると考えられる。</p> <p>また、本委託契約においても、入札結果一覧を見ると受託者が3回にわたり入札を行っている。1回目から3回目にかけて単価を徐々に低く下げ入札し、その結果落札していることも前述の大村地区と同様である。</p> <p>本委託契約においても、出納局会計課長名で発せられた平成26年11月14日付「1者応札への対応について」（26会第68号）に従い、仕様等の見直しを速やかに行うべきであり、仕様等の見直しが困難であれば、適正な単価を検討した上で随意契約へ移行すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>受講対象者の利便性等について、仕様内容の見直しを実施し、県内各地区に点在する資格を有する自動車学校等と随意契約を締結することとしました。</p> <p>令和2年度の契約については令和2年3月30日付けで契約を締結しております。</p>	
p.175	運転免許管理課	<p>委託契約書に、別添として指定自動車教習所一覧表が添付されている。確かに、本委託契約の受託者は、別添の指定自動車教習所一覧表に記載されている複数の自動車教習所を営業者であるが、本委託契約の内容に他の指定自動車教習所は無関係であり、別添一覧表は必要ない。</p> <p>各地区ともに同一の委託契約書を使用していることから、かかる無関係の別添一覧表が添付されているものと考えられるが、契約内容に無関係な資料や条項は削除すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>確認不足により不要な一覧表を添付していたもので、平成31年度以降は不要な一覧表の添付はしていません。今後は確認を徹底し、誤りのないよう事務処理を行います。</p>	
p.177	運転免許管理課	<p>本委託契約も、調査の結果、前述の大村地区と同様に、過去少なくとも5年以上にわたり一般競争入札において1者応札が続いている。原因としても、大村地区において記載したものと同様であると考えられる。</p> <p>また、本委託契約においても、入札結果一覧を見ると受託者が2回にわたり入札を行っている。1回目から2回目にかけて単価を徐々に低く下げ入札し、その結果落札していることも前述の大村地区と同様である。</p> <p>本委託契約においても、出納局会計課長名で発せられた平成26年11月14日付「1者応札への対応について」（26会第68号）に従い、仕様等の見直しを速やかに行うべきであり、仕様等の見直しが困難であれば、適正な単価を検討した上で随意契約へ移行すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>受講対象者の利便性等について、仕様内容の見直しを実施し、県内各地区に点在する資格を有する自動車学校等と随意契約を締結することとしました。</p> <p>令和2年度の契約については令和2年3月30日付けで契約を締結しております。</p>	
p.177	運転免許管理課	<p>委託契約書に、別添として指定自動車教習所一覧表が添付されている。確かに、本委託契約の受託者は、別添の指定自動車教習所一覧表に記載されている自動車教習所を営業者であるが、本委託契約の内容に別添の指定自動車教習所は無関係であり、添付する必要がない。</p> <p>各地区ともに同一の委託契約書を使用していることから、かかる無関係の一覧表が添付されているものと考えられるが、契約内容に無関係な資料や条項は削除すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>確認不足により不要な一覧表を添付していたもので、平成31年度以降は不要な一覧表の添付はしていません。今後は確認を徹底し、誤りのないよう事務処理を行います。</p>	
p.178	運転免許管理課	<p>本委託契約は、開始以来、継続して一般財団法人長崎県交通安全協会のみが受託している。これは、違反者講習等有資格者による指導や講習を受けなければならないことや、設備、人員の確保等の事情から、一般財団法人長崎県交通安全協会への委託が継続されているものである。また、高齢者講習等と同様に、本委託契約においても、入札結果一覧を見ると受託者が3回にわたり入札を行っている。1回目から3回目にかけて単価を徐々に低く下げ入札し、その結果予定額とほぼ近い金額で落札しており、その問題点は前述の大村地区等の違反者講習等の委託契約と同様である。</p> <p>本委託契約においても、出納局会計課長名で発せられた平成26年11月14日付「1者応札への対応について」（26会第68号）に従い、仕様等の見直しを速やかに行うべきであり、仕様等の見直しが困難であれば、適正な単価を検討した上で随意契約へ移行すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>講習内容等、仕様の見直しは困難であったため、令和2年度についても入札を行いました。不調となったため、随意契約を締結することとしました。</p> <p>令和3年度から、「1者応札への対応について」に従い、対応していく予定です。</p>	